

立山講社の活動 近代化のなかでの模索

福江 充*

はじめに

明治13(1880)年、雄山神社祠掌梅野安輝を中心に旧芦峯寺宿坊衆徒と旧岩峯寺宿坊衆徒(旧東西社人)らで、神道的な色彩を持つ立山講社が結成された。さて、同講社に関しては、これまで立山神道本院(旧立山講社)宮司故佐伯幸長氏の著書『立山信仰の源流と変遷』¹⁾と『富山県史』²⁾のなかでわずかに触れられている程度で、十分な研究がなされているとは言いがたい。そこで本稿では、これらの研究に学びつつ、既に解説・校注がなされている芦峯一山会文書や芦峯寺一山会所蔵記録をはじめ、現在芦峯寺雄山神社に残る未解説の古文書類も含めて、特に明治期の立山講社の結成当時の状況や規約内容、明治17(1884)年に立山教会へと改変されていく講社活動や、内部で起きる対立状況などを芦峯寺を中心に見ていきたい。

これより先、明治元(1868)年3月、明治新政府は一連の神仏分離令を出したが、これをうけた金沢藩においても岩峯寺と芦峯寺の神仏分離が実施された³⁾。明治2(1869)年3月、藩より神仏分離の申渡書⁴⁾が送付され、これに基づき立山権現を廃止して雄山神社と改称し、岩峯寺前立社壇を雄山神社遙拜所とした(後に再び前立社壇に改称)。また芦峯中宮寺は雄山神社祈願殿とし、大宮社と若宮社は残すものの、媼堂などの宗教施設は取り払うことになり、結局、大宮社や若宮社、祈願殿となった旧講堂、閻魔堂などが残ったが、仏像・仏具の移遷や散逸が進んだ。さらに同(1869)年5月、金沢藩民政寮の命に基づき、岩峯寺と芦峯寺の衆徒はそれぞれ雄山神社の東社人(東神職)・西社人(西神職)と呼称することになり、さらに同社の奉祀についても指令が出された⁵⁾。同(1869)年9月、藩からの従来の寄進制度は撤廃され、所有していた納所高も縮方として取り上げられ、かわりに雄山神社に玄米で年間50俵の神供米が⁶⁾、また、東社人38軒各々に対し玄米で13俵の神供米が支給されることになった⁷⁾。

その後、廃藩置県が行われた明治4(1871)年7月、社寺の上地令に続き禄制を定めることになり⁸⁾、雄山神社への50俵の神供米と東社人への1軒あたり13俵の給禄は停止

* 富山県 [立山博物館]

された。また、東西神職の職号が廃止されたが、その後の雄山神社旧神職62人の新たな任官については、延命院・永泉坊・多賀坊（以上旧西社人）、等覚坊・福泉坊（以上旧東社人）の5名が雄山神社の祠掌に、さらに、泉蔵坊・日光坊・相真坊・相栄坊・金泉坊（以上旧東社人）、無動坊（旧西社人）の6名が魚津の愛宕社の祠掌に任命されただけで、残り51人の神職の復帰は認められなかった⁹⁾。

こうした新政府がうちだした神仏分離や神社制度整備などの政策により¹⁰⁾、神仏混淆の立山信仰は壊滅的な打撃をうけ、急速に衰退の道をたどりはじめた。しかし、一方、立山への信仰登山者の獲得によって、近世のような賑わいを取り戻そうとする動きが立山講社の結成であった。

1 立山講社の結成と分裂

1.1 立山講社の結成

立山講社の結成は雄山神社祠掌梶野安輝を先導者とし芦峯寺・岩峯寺旧衆徒らによって進められた。まず、明治13（1880）年5月、結成準備として梶野安輝を中心に『立山講社仮規約』が制定された¹¹⁾。

その冒頭には「結社緒言」として、次のように記されている。

結社緒言

越中国上新川郡立山峰雄山神社ハ当北陸道ヲ始メ諸国ノ人民信仰渺ナカラス元来富士白山ニ比ス可ク靈山神威ナレハ年々拝参古今変換ナシ殊更方今婦女ノ登山スルモ年ヲ追テ倍増ス然ルニ道路ノ嶮難ナルコトハ世人ノ知ル所ニシテ子女ハ勿論總テ信仰ノ者モ之レカ為メ屈折スルニ至ン是ニ於テ今般同志ヲ募リ該山諸峰及ヒ道路ヲ修繕シ衆庶参拝ノ困難ナカラム事ヲ冀望ス且古来山中幽深巖石壘々躋攀容易ナラス一足跌スレハ身無涯ノ淵底ニ墮落ス可キ景况此戦慄ニ乗シ魔界地獄等種々快説ヲ唱ヒ矇昧民心ヲ威縮セシメ参拝ノ本旨ヲ滅却セシ惡習少ナカラス是レ遺憾ニ堪エサル所也今ヤ開明ノ聖運ニ際シ此ノ訛傳ヲ消除シ弊害ヲ脱却セント欲ス茲ニ於テ道路修繕ノ工ヲ起シ衆庶参拝ノ安キヲ旨トシ到底教化ニ浴シ神護ヲ祈リ鴻恩ノ万分一ヲ報セントス故ニ規約ヲ設ケ立山講社ト号クル処ナリ翼クハ信仰ノ諸君速ニ入社協力アラン可ヲ

立山講社発起人

明治十三年五月

少講義 梶野安輝 謹白

ここでは、明治5（1872）年の『太政官布告第98号 明治5年3月27日』¹²⁾の布告で、

第1表 立山講社の諸規約

条項番	内 容
越中立山講社仮規約	
第1条	社中凡そ同題の親を為し、第一皇因々休を辨明し、互いに倫常を研究し、修身吾業を盡くし、教則三条を謹守すべき事。
第2条	教義は人心を治むるの大敵たれば、広く講を結取し、講中をして教会を開設し、その都度本講社の教職派出し説教を布教する事。
第3条	この講に入社せんと欲する時、先ず名簿を以て社長に告げ、規約第一条の旨を相守り、講社教会の神前に向かい、入社の際を奏し、講社鑑札を拝受。
第4条	入社する者は敬神共義の志を以て、金銭品物漸次に累積し、広く運用してその利金を得、十分の二を以て立山道路修繕費に供い、残り金高を以て講社経費に充べし。かつ、もし社中凶荒變災窮乏あるときは、元金を以て扶持するものとす。但し、その累積の多寡は諸人の意に任せ、妄に勤財課出の弊あるべからず。
第5条	各地の講社中互いに相往來し、美事良法は必ず相譲し、長短を相補い、雄山神社遙拝所などを建設する事。
第6条	本講社掛員（この掛員は教導職なるものを以てす。）を以て、毎年一度各地の講社へ派出し、教会などを努るものとす。
第7条	立山講社定休泊所たる者は、海内一般講社中雄山神社遥拝ならびに諸因往來便利の爲めに設くるるところにして、悉く当講社中たるべし。
第8条	講社定宿々料などは精々相減し、一層懇信を厚くし（以下喰りつぶし）一家族の如く親睦を要し取扱うべき事。
第9条	講社人登山の際、本講社に至り、百事掛員の指導を受け登山すべき事。
第10条	登山の衆人をして道路を導き、荷物人足などの賃を一定し置き、その賃銭幾分を道路修繕費にすべし。然れども旧來參拝人の費に比すれば減費するを要すべき事。
第11条	社長一員、副社長（講社人員百名を以て一組とし、十組毎に一員を置）・取締百名に一員宛、會計掛二名、世話掛（講社人員百名に二名宛）、この社掛人員は講社中の公選たるべし。
越中立山講社人心得書	
第1条	当講に入社する者、先ず結社諸言を熟讀して些かも義團の廉あらば、社員につきて了解し、規約社則など相守るべき事。
第2条	入社の際、名簿に捺印し、本講社掛員派出のうえ入社式を執行す。各被れず集会講社鑑札を受け、神前奉幣（二十錢より多からず、十錢より少なからず）すべし。
第3条	講社鑑札は立山參拝の節は勿論、他に旅行するも持参すべし。もし講社中と雖も無鑑札の者は飯令休泊所において講外の者と相見候し候事。かつ講社本札の義は一家門口に掲示すべき事。但し、事故あり掲示せずとも妨げなし。
第4条	講社百名を以て一組合とし、一人の取締を置き、二十人毎に世話係を置く事。但し、取締世話掛など撰定の義はその一組合講中の投票に依って定むべし。
第5条	年分一度本講社において、惣社中、諸難消滅病魔避除の祈念祭を執行し、翌日社員をして神齋を以て各地に巡廻せしめ、年中一度の教会を相開き、一組合洩らさず集合有るべき事。
第6条	社中の子弟、立山參拝の年に當り、前もって世話掛より取締に通知し左の登山章歌に依り、発足すべき事。
登山章歌	
第1款	社中立山參拝として住地を発足するに際し、參拝旗を持って一組合その住地境に見立送り、懇切に礼容を為すべき事。但し、婦孺の節も同断の事。
第2款	參拝人既に在地を立てて旅中休泊所に至らんとするに、立山講社休宿の標札を掲げし家に至るべし。もし途中において異變、或いは病氣などの節は、休泊主一層懇切に配慮し、本講社またその人住地などへ迅速通知いたし候。
第3款	雄山神社遙拝所ならびに講社出張所在地に休泊し、先ず出張所に至り、講社鑑札を指し出し、遙拝殿に向拝し、鑑札に參拝の見印を受け、出張所より添繪を以て本講社に到着すべき事。
第4款	參拝人本講社に着し、鑑札ならびに出張所よりの添繪を指し出し、これに代わるに番數の木札を受け、これを携帯し登山中の目印とす。然して峰神社へ參拝発足するに當り、保護のため講社員一名共に発足し、後、下向のうえ本講社に集齊、木札を返納し前の鑑札を取受け、教会に浴し前途の如く帰郷すべき事。
越中立山講社定宿泊并休憩規則	
第1条	立山講社定休泊所たる者は、講規社則などの旨を厚く相守り、登山を始め諸因往來便利の爲めに定宿を設くる所なれば、専ら信義を旨とし、愛敬を盡くし、講中をして安心に旅行せしむべき事。
第2条	講中止宿の節は、本人持参の鑑札を以て引合せ、番号姓名など委細に帳記し置き、廻行たりとも差し支えなく止宿いたさせ、万一病氣など異変これある節は、その地方講社掛協議のうえ居住地または本講社へ通知し、万事懇切に世話いたし、決して不災の取扱いこれあるまじく事。
第3条	社中、別而、老幼婦女子は殊に心付け、朝は日出後出立せしめたりは日没前に止宿せしめ、道筋・難易・里程の遠近などを委しく申し聞かせ馬・駕籠・人力車など万事周旋し、旅中の憂いを生ぜざる様、取扱うべき事。右人足など、不当の賃銭貧るの弊これなきため、豫而慥かなる人夫を選定し、講社目印の小旗を渡し置き、決して酒代などの貧りなかるべし。
第4条	宿泊休憩所共に左の禮形の表札番旗を相掲げ申すべき事。
第5条	宿泊休憩所これなき地において、往來社中の者、異變これある節は、その前後休泊所より立会、懇切に取扱いいたすべき事。
第6条	遺失物などこれある時は、速やかに当人通行先へ送り届けたべし。その物品遺物主不明なる時は御成風の通り取扱い、その旨本講社へも届け出すべき事。
第7条	その地方は勿論、海内の定休泊所は互いに親睦し、年々会議を開き、宿泊所に関する民事美法を心付け、その旨本講社へ申し出すべく事柄により、海内一般に広告し、規則中へ指加うべき事。
第8条	社中の者の止宿中、淫酒に耽り無益散財などいたさせまじく様、精々取り締まりを成すべし。

「神社・仏閣の地の女人結界を廃す。」ことにより女性の登山が増加したことを訴えており、その対応として、主に登山道の整備を強調し、これを講社設立の主たる名目としている。また、当時は好ましがらざる宗教活動は排除され、祈禱禁厭の取り締まりが行われた¹³⁾。これを背景として、「魔界地獄等種々扶説ヲ唱ヒ矇昧民心ヲ威縮セシメ参拝ノ本旨ヲ滅却セシ悪習少ナカラス是レ遺憾ニ堪エサル所也今ヤ開明ノ聖運ニ際シ此ノ訛傳ヲ消除シ弊害ヲ脱却セント欲ス」といった文言からも窺われるように、立山信仰に関する旧来の迷信的な伝承等を払拭することを提唱している。

この「結社緒言」に続いてより具体的な規約の条項が見られるが、これについては、以下、第1表に示した通りである。このなかで特に『立山講社仮規約』の第1条は、巻頭として、講社結成のための根本原則である教則三条を謹守することを提唱しており、さらに、教会大意の第2条と第3条の内容も盛り込まれている。以下には、入社方法や講社鑑札、講社資金の運用の方法、役員、宿泊料などについて細かく規定されている。

このように規約を制定してまもなく、明治13(1880)年6月1日には梶野安輝を発起者とし雄山神社祠官大内弘麿と連名で、石川県(石川県令千坂高雄)に対し、立山講社結成の許可申請を内務省へ出願することについての可否を伺い、同件は6月21日に、県(石川県令代理石川県大書記熊野九郎)から許可されたので¹⁴⁾、これをうけ、次には梶野安輝と大内弘麿の連名で、芦峯寺村神道事務支局において教会大意に照準することを旨とし¹⁵⁾、立山講社結成の許可申請を内務省へ出願した。同件は同(1880)年7月22日に、内務省(内務卿松方正義)から許可され、書面の内容を地方庁へ届け出るよう命じられた¹⁶⁾。これにより立山講社は、結社として内務省から公的に許可されたのである。

このような教会・結社は、明治5(1872)年3月23日の教部省の設立と同時に布告された『太政官布告第93号 明治5年3月23日』¹⁷⁾により、教部省の取り扱い事項になった。やがて明治6(1873)年5月、講社設立の根本原則である『教会大意十ヶ条』が制定され、8月24日に大教院から出版されてからは、以後、諸講中、一派の教会として価値のあるものは教会大意に照準してその組織を検査させ公認することになった¹⁸⁾。さらに、明治7(1874)年7月12日の『教部省達書乙38号 明治7年7月12日』により、「教院設置・講社結成の願出は、自分すべて、管長添書をもって、教部省へ差出さしむ。」ことになった¹⁹⁾。その後、明治10(1877)年の教部省の廃止に際して『太政官布告第4号(明治10年1月11日)』²⁰⁾と『内務省達乙第2号(明治10年1月19日)』²¹⁾に基づき、許可申請の宛先が教部省から内務省寺社局に引き継がれたため、立山講社結成の許可申請についても内務省に出願されたのである。

さて、立山講社の結成が内務省に許可される以前の明治13(1880)年6月から7月に

かけて、地元芦嶮寺村と岩嶮寺村では講社発起人たる旧衆徒たちの間で、芦嶮寺村旧衆徒を甲同盟者、岩嶮寺村旧衆徒を乙同盟者と定め、「今般立山講社開立ニ同盟シ、規約社則ヲ厳守シ、同盟規約等反ス可カラサル事」として同盟条約書を作成し、各人が連判している。そしてその際、特に甲同盟者の間では講社創業費に充てるため入社金を納めることが義務づけられ、一名につき20円を同盟証として講社に納めている。

この時点で甲同盟者は43人(2人消去)、乙同盟者は25人であり、芦嶮寺と岩嶮寺旧宿坊62家は全てそのなかに含まれている²²⁾。

また同(1880)年9月2日には、立山雄山神社信仰の信徒の募集に際し、入社希望者の住所・姓名・年齢を記載登録するために『立山講入社簿』が作成された。そして、そのなかには、入社者に対し立山講社の内容を概説した「結社略述」が立山講社社長の名のもとに記載されている²³⁾。ところで、立山講社への入社希望者は、講社係員が廻檀配札布教で当地に訪れた際に講社名簿に捺印し、係員による入社式に参加し鑑札を受けた。そしてその時、神前奉幣として10銭以上20銭までの金額を納めなければならなかった²⁴⁾。

翌明治14(1881)年12月、立山講社甲同盟では、講社係員が鑑札の配給を希望する場合、事前に鑑札100枚の配給に対し田反別100歩を講社中に抵当に入れることや、講社から講社係員への規約等を記した冊子や神符・入社簿・神号の配給について、さらには結収金の講社への上納について定約が設けられた²⁵⁾。そして定約末尾の連判から、この頃には甲同盟者は佐伯音男(旧福泉坊)・佐伯頼母(旧吉祥坊)・佐伯五百津(旧大仙坊)・佐伯主尾(旧宮之坊)・佐伯左内(旧宝泉坊)・佐伯英貞(旧相栄坊)・佐伯幸太郎(旧宿坊名は不明)・佐伯求官(旧龍泉坊)・佐伯正範(旧等覚坊)・佐伯一学(旧三覚坊)・佐伯右守(旧実相坊)・佐伯茂直(旧宿坊名は不明)・佐伯真永(旧日光坊)・佐伯太治(旧宿坊名は不明)・佐伯和三五郎(旧権教坊)の15名に減少していることがわかる。

ところで、明治15(1882)年9月に立山講社会計課により、同(1882)年7月から8月までの『(立山講社)結成金等指払目』²⁶⁾がまとめられている。これによると、立山講社の総結集高は512円で、このうち講社事務局への上納金(奉幣金)は43円20銭である。これに講社の直接収入である賽貨や神符御札料6円5銭9厘、絵図紙売上代10円93銭を合わせた60円18銭9厘が講社事務局の総収入であるが、このなかから、鑑札代や人件費、役務費などの諸経費65円27銭4厘が差し引かれ、5円8銭5厘の赤字となっている。一方、このような講社の低調な運営状況にもかかわらず、明治17(1884)年9月、甲同盟の各々の講社係員は立山講社から配給される鑑札を、講社会計課から借金をして購入している²⁷⁾。その際、各々の講社係員が受け取った鑑札の枚数とそれに対する借用額は、檀那場の規模によるものであろうがまちまちである。具体的には、佐伯求官と佐伯宗七がそ

れぞれ鑑札459枚に対し13円13銭を、佐伯和三五郎が鑑札459枚に対し10円74銭6厘を、佐伯美那登が鑑札890枚に対し21円4厘を、佐伯茂直、佐伯音男、佐伯五百津、佐伯永麻呂らがそれぞれ鑑札1439枚に対し33円99銭6厘を、佐伯秀永が鑑札879枚に対し20円77銭2厘を、佐伯主尾が鑑札484枚に対し12円30銭8厘を、佐伯多仲と佐伯小源太がそれぞれ鑑札500枚に対し15円を、佐伯幸太郎が鑑札1111枚に対し26円25銭を、佐伯頼母が鑑札701枚に対し18円79銭8厘を、立山講社会計課から借用している²⁸⁾。

1.2 立山教会と天台宗禅定講教会への分裂

こうして成立した立山講社も、明治17(1884)年8月21日、『太政官第19号布達(明治17年8月21日)』²⁹⁾の通達に基づき、同(1884)年9月には早くも組織が改変され、立山教会とされた。このため、同盟者の間では再加入か或いは脱退かを確認するために改めて捺印がとられた。そして、この時点の甲同盟者は佐伯英貞(旧相栄坊)・佐伯五百津(旧大仙坊)・佐伯幸太郎(旧宿坊不明)・佐伯正範(旧等覚坊)・佐伯秀永(旧日光坊)・佐伯永丸(旧宝泉坊)・佐伯頼母(旧吉祥坊)・佐伯美那登(旧善道坊)・佐伯音男(旧福泉坊)・佐伯む津(旧宿坊不明)・佐伯主尾(旧宮之坊)・佐伯宗七・佐伯求官(旧龍泉坊)・佐伯和五三郎(旧権教坊)の15人であった。それまでの立山講社は立山雄山神社附属立山講と称して教会活動を続けてきたが、同(1884)年9月21日付けの番外通達³⁰⁾により神社から分離独立し、新たに立山教会の通称を設けるように命じられることとなった。

この段階で、講社は改めて編成替えされ、すなわち神道方法によるものは立山教会と改称し、梶野安輝を中心に活動することになり、仏教方法によるものは雄山神社と完全に分離して、表面上は富山市に所在する天台宗圓隆寺に付属し、天台宗禅定講教会として活動することになった。こうして、立山講社は神道的な活動によるものと、仏教的な活動によるものとに分かれ新たな対立を生むことになった³¹⁾。

明治25(1892)年12月14日、立山雄山神社祠官尾山今民と立山教会長梶野安輝の両名は、連名で近年芦畷寺村に設立された天台宗禅定講教会の活動内容の違法性を指摘・抗議し、さらに、その取り締まりを富山県警察本部に依頼することについての可否を事前に富山県当局(県知事徳久恒範)に対して伺っている³²⁾。同件は認可され、数日後の12月17日、今度は立山雄山神社芦畷社務所と立山教会本部の両名義で富山県警察本部に宛てて、天台宗禅定講教会の活動に対する取り締まりを依頼している³³⁾。ちなみに、こうした類似宗教に関するトラブルは宗教行政の枠内では処理されず、警察当局の管轄下であった。なお、富山県警察本部に宛てられた願書の文面は次の通りである。

割印 神甲第三百九号

越中國立山峯鎮座縣社雄山神社ハ御一新之際神佛御振分ニ相成候ニ付、寺院僧侶ハ勿論佛体佛具其他佛事ニ関係ヲ有スルモノトシテ無之儀ハ、爾後祠官掌ヲ以テ神勤致居候而已ナラス、毎年例祭ニハ其筋ヨリ幣帛料御下賜ニ相成候事實ニ微シテ明瞭ニ有之。然ルニ近年ニ至リテ、元宿坊（立山へ奉仕セルモノ）中泉蔵坊コト佐伯鑣禪、宮之坊コト佐伯立山、善道坊コト佐伯寛徹、寶龍坊コト佐伯龍尾、其外志鷹寛禪（俗家）等、本縣富山市圓隆寺住職木津行寛及ヒ同縣上新川郡上段村日置寺住職大岩昇然ノ徒弟トナリ、立山下芦峯寺村ニ天台宗比叡山禪定講ナルモノヲ設ケ、往時僧侶ノ時配札檀家即チ御管下ノ各町村へ、表面比叡山禪定講ヲ口實トシ其實旧時立山ヨリ配布セシ御經衣或ハ血盆經西院ノ河原塔婆等ヲ勤奨、且立山御曼多羅写（往生要集ニ立山ノ意匠ヲ仕組ミ地獄極楽ヲ書キタル御絵図ナリ）ヲ携帶諸所徘徊シ、人民ヲ瞞着スル聞ヘアリ。此等ハ道ノ為メ慨嘆ノ至リニ堪サル而已ナラス、立山教會布教上妨害不勘且本社及教會本部維持上尚難點止事情ニ有之候間、果シテ右様ノ事實ニ有之候ハ速カニ相當御處分被成下度此段及御依頼候也。

明治廿五年十二月十七日

立山雄山神社芦峯社務所 印

立山教會本部 印

富山縣警察本部 御中

江戸時代まで立山権現に奉職していた宗教村落芦峯寺と岩峯寺では、明治新政府がうちだした神仏分離政策の影響をうけ、仏教的要素が徹底的に排除された。また衆徒も神官へ復飾し、以後は祠官掌に基づき神勤をし、さらに、毎年例祭には幣帛料を受けていた。このように全てにわたって神道化してきたなかで、近年、佐伯鑣禪（芦峯寺旧泉蔵坊）、佐伯立山（芦峯寺旧宮之坊）、佐伯寛徹（芦峯寺旧善道坊）、佐伯龍尾（芦峯寺旧宝龍坊）、志鷹寛禪（俗家）が、富山市圓隆寺住職木津行寛や上新川郡上段村日置寺住職大岩昇然の徒弟となり、芦峯寺村に天台宗比叡山禪定講を開設し、表面上はそれを口実として前代衆徒の時に行っていた廻檀配札布教を再開した。具体的には、旧時立山で配布していた御經衣や血盆經、西院ノ河原塔婆などを勤奨し、また、立山御曼多羅写を携帶し諸所徘徊し、人民を瞞着しているという。そして、このような宗教活動は道義上残念なこと、また立山教會の宗教活動の上でも妨げとなっていると訴えているのである。

ここで問題視されている廻檀配札布教のあり方について、神仏分離令発布後の状況を見ておくと、明治2（1869）年5月、金沢藩民政寮が東西社人に雄山神社の奉祀について命じた「定書之事」³⁴⁾によれば、東西社人も全国自由に廻檀配札活動を行うことが可能になった。すなわちこの時点では、神職としての廻檀配札活動は認められている。しかし、その後の明治10（1877）年10月には、雄山神社祠掌・祠官から石川県（石川県権令桐山純考）に宛てられた配札巡回の出願が却下されているので³⁵⁾、この頃には、廻檀配

札布教はどうやら県当局には認められていなかったようである。

こうしたなかで、明治13(1880)年に立山講社が内務省の許可を受け結成されてからは、規約に基づいて講社係員が毎年一度各地の講社に赴き、説教などの布教活動を行うことができるようになった。そしてその際、現地の講社員には鑑札が授けられ、神符が頒布された。このように立山講社の結成により旧来の廻檀配札布教が復活したが、その後、立山教会として組織が改変されてからも、その宗教活動は立山雄山神社信仰に基づく神道方式によるものであった。それゆえ、前掲史料に見られるように、旧泉蔵坊や旧善道坊らが前代と同様の仏教方式による宗教活動を行ったことに対しクレームがつけられたのである。さらに、立山教会側とすれば、天台宗禪定講教会の主催者たちは、かつて同志として立山講社に所属していたのであるから、その彼らが独立して全く新たな組織を設立した事に対して、相当複雑な心境であったと考えられる。

ところで天台宗禪定講教会に関連して、現在芦峯寺には、芦峯寺旧善道坊佐伯美那登や芦峯寺旧相善坊佐伯金吾らに対する天台宗禪定講教会発行の巡回布教許可証が数件残っている。それらを見ていくと、明治20(1887)年10月21日、佐伯美那登が比叡山(「崇比叡」の印)より延暦寺永世保存其最寄勸進委員を依頼されている³⁶⁾。また、明治24(1891)年12月には、旧相善坊佐伯金吾が立山曼荼羅の写しをもって巡回布教し、その際、それを講中の求めに応じ解説することを天台宗禪定講教会長阿闍梨行寛より明治25(1892)年に限って許可されている³⁷⁾。そして、その時に発行された巡回證には、石川県と福井県の両県管下での宗教活動を認めている³⁸⁾。さらに明治26(1893)年12月、旧善道坊佐伯寛徴が立山曼荼羅の写しをもって巡回布教し、その際、それを講中の求めに応じ解説することを天台宗禪定講教会長阿闍梨行寛より明治37(1904)年に限って許可されている³⁹⁾。

以上、立山教会にしても天台宗禪定講教会にしても、その布教活動は従来の立山信仰に基づく廻檀配札布教を中心としたものであったと思われる。こうした布教活動の実態を立山教会に所属した旧芦峯寺宝泉坊の活動を通して見ていきたい。

2 立山教会の廻檀配札布教

2.1 江戸時代末期における芦峯寺宝泉坊の廻檀配札布教

立山教会に所属する旧芦峯寺衆徒の廻檀配札布教の実態について、旧宝泉坊衆徒佐伯左内の宗教活動を一例としてとりあげ見ていきたいが、その前に、同坊の江戸時代における江戸を檀那場としての廻檀配札布教の実態を見ておきたい。

2.1.1 芦峯寺宝泉坊の江戸における地域別檀那数

芦峯寺宝泉坊の嘉永6(1853)年の江戸の檀那帳⁴⁰⁾から、同坊衆徒の泰音は御府内の各地で廻檀配札布教を行っていたことがわかるが、以下の第2表は、同檀那帳を対象とし地域別の信徒数を示したものである。その際の地域割りは明治11(1878)年の都区町村編成法の施行によって定まった15区の区割りをを用いた。

第2表によると、宝泉坊の信徒は浅草地区、深川地区、日本橋地区、芝地区、京橋地区などの下町に多く分布している。

信徒の職種を見みると、江戸という独特な地域を反映して屋号をもつ商人や職人がきわめて多く、この檀那帳では173人が該当する。また、宝泉坊は幕臣や諸大名の武家屋敷(主に下屋敷)や、その家臣(藩士)が住む長屋にも出入りしており、武家の信徒もかなり多い。ところで、深川地区の檀那数が多いのは同地に宝泉坊と師檀関係を結んでいた松平和泉守の下屋敷があり、家主をはじめそこに住む家臣にも宝泉坊と師檀関係を結んでいたものが多かったからである。さらに、遊郭街の新吉原には講組織が結成されており、田町の榎九兵衛店の伊勢屋三四郎を世話人として男女あわせて35人が信徒として登録されている。それゆえ、浅草地区の信徒数が最も多いのである。この他、5軒の寺院が檀家になっている。

第2表 芦峯寺宝泉坊の江戸における地域別信徒数(嘉永6年)

廻檀地区	人数
日本橋地区	42
赤坂地区	9
本郷地区	8
京橋地区	30
麹町地区	30
下谷地区	17
神田地区	8
四谷地区	12
浅草地区	60
芝地区	38
牛込地区	24
深川地区	50
麻布地区	3
小石川地区	12
本所地区	16
その他地区	2
所在不明	8
合計	369人

凡例

- 一、同表は、芦峯寺宝泉坊の嘉永6年の檀那帳に基づき、同坊の江戸における地域別信徒数を示したものである。
- 一、区割りは、明治11年都区町村編成法の施行によって定まった15区の区分に基づいた。
- 一、浅草地区については、新吉原の40名を含む。
- 一、その他地区の2名は上野国と大久保村に所在する。

2.1.2 芦峯寺宝泉坊の大名屋敷廻り

前掲の嘉永6(1853)年の江戸の檀那帳から、宝泉坊衆徒泰音は廻檀配札布教の際、大名屋敷も廻っていたことがわかるが、同檀那帳には、片桐石見守・大沢相模守・松平河内守・落合能登守・京極備中守・森越中守・市ヶ谷尾州御殿・本多下総守・松平阿波守・筒井肥前守・本多豊前守・赤坂紀州御殿・稲葉長門守・細川能登守・松平美濃守・水野出羽守・松平讃岐守らの屋敷名が記載されている。

この他、文久3(1863)年5月、泰音は霞ヶ関の松平安芸守の側室表町より餞別として松竹梅小蓋半面を寄進されており、その屋敷への出入りが窺われる⁴¹⁾。さらに、泰音の代には御本丸の大奥のなかにも師檀関係を結んでいたものがいたようで、「御本丸 善珠院知管妙通貞了大法尼」(大奥俗名リヲ)の位牌が残っている⁴²⁾。

さて、こうしたなかで特筆すべきは宝泉坊と松平和泉守との関係である。以前、拙稿『近世後期における芦峯寺系立山曼荼羅の制作過程についての一試論』⁴³⁾のなかで、松平和泉守が安政5(1858)年に直筆の立山曼荼羅を宝泉坊に寄進した一件について紹介したが、この松平和泉守は本名を松平乗全といい、三河国西尾城主(6万石)である。乗全は大坂城代の役職を勤めた後、弘化2(1845)年2月15日から安政2(1855)年8月4日まで老中職を勤めた。その後、安政5(1858)年6月23日から再び老中職に就き、万延元(1860)年4月28日まで勤めている。江戸を廻檀配札布教していた宝泉坊とは師檀関係にあり、宝泉坊は毎年土産を持参して和泉守の深川下屋敷を訪れている。このように下屋敷を配札地としてまわる場合、そこに住む家臣とは個人的に師檀関係を結んでいるものの、家主とは全く関係がない場合が多いが、松平和泉守の深川下屋敷の場合はむしろ家主の和泉守本人との関係が強く、その影響が家臣にまで及び、屋敷ぐるみで宝泉坊の信徒となっている。

2.1.3 廻檀配札布教の実態

前掲の嘉永6(1853)年の檀那帳から檀那場の規模については窺うことができるが、具体的な勸進活動の実態についてはほとんど窺うことができない。そこで、同坊の元治2(1865)年の檀那帳⁴⁴⁾からそれを見ていきたい。

同檀那帳には巻末に諸祈禱による布施収入や品々の頒布による収入が集計されている。これによると、「列祈禱并廻向布施受納覚」として27両1分3朱412文を、「日月茶牌料」として14両303朱、「血盆経料」として6両2分2朱403文を、「丑年経衣約束覚」として65両1分を、「奉加等集高覚[大名クラス]」として314両374文を、すなわち総額426両4分309朱189文を記している。さらに、これ以外に初穂料も入るのであるから(初穂料については

集計されていない)、廻檀配札布教による宝泉坊の収入はいかに多額であったかが窺われる。

さて、檀那帳への記載から頒布品の代金がわかるものが幾つかあるので、それを見ていくと、血盆経については2朱であったり100文であったりする。また、芦峯寺で毎年秋の彼岸中日に行われる布橋灌頂会の祭礼にちなんだ血脈は約300文である。さらに、越中富山の代表的な売薬反魂丹は約300文である。この他、立山曼荼羅の絵解き代についても窺われ、所により代金は異なるが、他の諸供養も込みで230文であったり440文、520文、950文であったりしている。

2.2 明治時代中期における芦峯寺村旧宝泉坊の廻檀配札布教

2.2.1 旧宝泉坊の明治期の檀那帳

宝泉坊の江戸における檀那場がいつ頃から形成されたかは、史料上明らかにすることができないが、前節で示した通り、江戸時代後期には、宝泉坊の檀那場の領域や勧進・布教活動の方法は完全に確立されていたことがわかる。そして、宝泉坊の檀那衆の特色としては、江戸という特殊な地域を反映して、大名そのものも含む武家や商人、職人、新吉原関係者で占められていることがあげられる。特に老中職も勤めた松平和泉守などと師檀関係を結んでいることも注目すべき事項である。

このため、江戸の檀那衆の場合は、経済水準だけを見れば一般的には他地域の檀那場の檀那衆のそれよりも高く、初穂料をはじめ護符や経帷子、血盆経などの頒布によって宝泉坊に入ってくる収益は多額なものであり、しかも全て金納であった。この他、檀那場の領域はほぼ御府内と一致し、比較的狭いなか凝集しており廻檀がしやすかった。

他地域の檀那場の状況と比べると、宝泉坊の檀那場にはこれらのメリットがあり、それゆえ、明治期に入っても廻檀配札布教を続けたのであろう。

さて、明治期に入ると、旧宝泉坊は宗教活動を行わなくなった他の旧宿坊家から檀那場を譲り受け、従来から廻檀していた江戸（東京市区）に加え、神奈川県武蔵国や石川県能登国にも新たな檀那場を持つようになり、毎年、廻檀配札布教に出かけている。以下、こうした明治期における旧宝泉坊の県外での廻檀配札布教の実態について、先に示した江戸時代後期のそれと比較する目的も含め、同坊の明治22（1889）年の『立山講社名記巡回簿 東京市区』（写真1）⁴⁵⁾、明治22（1889）年の『立山講社名記巡回簿 神奈川県武蔵国』⁴⁶⁾、明治23（1890）年の『立山講社巡回簿 石川県能登国』⁴⁷⁾の三種類の檀那帳から明らかにしたい。

これらの檀那帳はいずれも立山講社に所属する講社員の名前と住所を記載したもので、表紙に「明治二十二年十一月改之」、或いは「明治二十二年十一月改」とあり、既存の檀



写真1

那帳を整理して制作された改訂版であることがわかる。廻檀配札布教を行ったのは芦峯寺旧宝泉坊佐伯左内で、当時、白鳥神社祠官兼立山教会副長権中講義であった。またその代理として、白鳥神社祠官佐伯永丸（旧宝泉坊佐伯左内の子息）の名も見られる。

三冊とも檀那帳の巻頭文⁴⁸⁾として、立山講社の来歴や入社方法についておおむね以下のような内容が簡略に記されている。①. 立山講社の起源、すなわち廻檀配札布教の起源が天正16 (1588) 年にまで遡ること。②. 宝泉坊においては享和3 (1803) 年から天保10 (1839) 年まで同坊衆徒法圓 (改名して照圓) が、そして天保11 (1840) 年から明治元 (1868) 年まで同坊衆徒泰音が廻檀配札布教を勤めてきたこと。③. 明治元 (1868) 年に宝泉坊衆徒泰音が廻檀配札布教を同坊衆徒興脈 (佐伯左内) に相続させようとしたところ、明治維新で廃止になったこと。④. 明治13 (1880) 年7月22日に内務省の許可を受け立山講社を開設したこと。⑤. 立山講社への入社方法。⑥. 雄山神社祈願殿で執行される講中家内安全の大祈祭について。⑦. 講社係員の廻檀配札布教の内容について。

ところで、檀那帳の改訂が行われた明治22 (1889) 年から明治23 (1890) 年にかけては、明治政府により地方制度の改革が行われた時期で、地域によっては行政区や行政地名が変更される場合もありえ⁴⁹⁾、これに対応し整理する意味で、新たに改訂版の檀那帳を作成したのだろう。

2.2.2 東京市区及びその近郊における檀那場について

第3表は旧宝泉坊の明治22 (1889) 年の『立山講社名記巡回簿 東京市区』に基づき、同坊の東京市区及びその近郊における檀那場の実態を示したものである。さらに第4表は、第3表に基づき、芦峯寺村旧宝泉坊の東京市区及びその近郊における地域別の講社員数と受領金額のみを記したものである。

これによると、配札地域は東京市の15区と及びその近郊で、日本橋区、神田区、深川

区、本所区、浅草区、下谷区、本郷区、牛込区、麴町区、四谷区、芝区、京橋区、赤坂区、麻生区、小石川区、及び南葛飾郡、南豊島郡などで、おおむね前節でみてきた江戸時代の配札地域と一致している。

講社員数の多い地区順にあげていくと、まず深川区が42人で、次いで日本橋区が32人、以下、浅草区33人、京橋区26人、神田区22人であり、その他の地区の講社員数も合わせると289人である。一方、受領金については、檀那帳の末尾に受領金掲載の凡例が記されており、「ア」の印は10銭、「サ」の印は20銭、「ヲ」の印は30銭、「キ」の印は40銭、「ミ」の印は50銭、「ノ」の印は60銭、「ク」の印は70銭、「ス」の印は80銭、「リ」の印は90銭である。具体的には、例えば檀那帳に「日本橋本材木町二丁目魚店 — ア 和泉屋新平殿 ○」と記された場合、受領金は「ア」の印から10銭であったことがわかる。この要領で前掲の第3表及び第4表から受領金が多い地域順にあげていくと、まず深川区が720銭で、次いで日本橋区が400銭、以下、京橋区が330銭、浅草区が290銭であり、他の地域での受領金も合わせると、3410銭である。以上の内容も前節で見た江戸時代の廻檀配札布教の実態とおおむね合致し、同時代の名残が強く見られる。

講社員の職種については第3表に示すように、大都市東京ならではの特色が見られ、商人や職人、旧藩主、旧士族など様々である。神符の頒布については檀那帳には何も記されておらず、その種類や枚数などの具体的な内容は不明である。ただ、旧藩主の屋敷では、玉串・玉宝・御供の3品を納めている。宿数については、東京市区が檀那場であり、移動距離の幅も短く、合わせて23軒と、他地域の檀那場の宿数に比べて少ない。

また、第3表に示したように、廻檀配札布教を行った際、講社員への土産物として、神田鍋町17番地三浦屋栄蔵方で求めた金平糖の大（7～8銭位、檀那帳には「□大」と記される。）と小（5～6銭位、檀那帳には「□小」と記される。）や、また、屋敷方へは日本橋西川岸栄太楼で求めた葛や立山から持参した椎茸を、そこで美濃紙の袋に詰めさせてもらって配布した。檀那帳のなかでは、葛袋の配布は「○」で記され、椎茸については、「椎茸」と記されている。

東京市区の講社員たちの立山参詣登山については第5表に示す通りであり、各地から14件が確認できる。年代がわかるものでは、明治10（1877）年に神田区から1名、明治12（1879）年に四谷区から1名、明治14（1881）年に神田区と下谷区からそれぞれ1名ずつ、明治16（1883）年に日本橋区から1名、明治17（1884）年に下谷区から1名、明治19（1886）年に牛込区から1名、明治21（1888）年に牛込区と芝区からそれぞれ1名ずつ、明治22（1889）年に赤坂区と芝区からそれぞれ1名ずつが立山参詣登山に訪れている。このなかでNo. 114の事例の塩沢松治郎の父多十郎は、その目的は明らかではない

第3表 芦峯寺村旧宝泉坊の東京市区及びその近郊における檀那場 (明治22年)

No.	配札地	人数	宿	職 種	受領金	土産品
日本橋区						
001	拍屋町3丁目1番地いろは長屋	1				
002	本石町1丁目6番地	1				
003	住所未詳	1				
004	本舟町23番地角	1		古着店	20銭	①
005	伊勢町3番地	1		天麩羅茶漬店	10銭	①
006	小網中町4番地	1		呉服手拭店	20銭	①
007	本材木町1丁目角9番地	1		松油店	20銭	①③
008	万町5番地	1		麩店	10銭	③
009	日本橋通3丁目4番地	1		茶店	20銭	①
010	北筒町1番地	1		理髪店	10銭	③
011	上欄町3番地	1		木具師依屋	10銭	①
012	室町2丁目8番地	1		金物店	20銭	①
013	室町3丁目18番地	1				①
014	小田原町7番地	1		魚店	20銭	①
015	木町4丁目	1		砂糖店	40銭	①③
016	浪花町24番地	1		湯店	20銭	①
017	田所町18番地	1		ち、のい師	10銭	①
018	箱崎町1丁目1番地	1		煙草店	20銭	①③
019	北新堀町13番地	1		古着店	10銭	①
020	浜町2丁目16番地	1		大工職	10銭	①
021	浜町3丁目6番地	1	宿		20銭	①③
022	浜町2丁目下駄店橋ノ湯隣り	1			10銭	①
023	蠅走(袋?)町1丁目4番地区役所前	1			10銭	①
024	堀留町2丁目7番地	1			20銭	①
025	箱崎2丁目18番25番地	1				
026	亀島町2丁目26番地	1		搦米店		②④
027	本材木町2丁目	1		魚店	10銭	①
028	亀島町1丁目26番地ヤシキ	1			10銭	①
029	北島町2丁目28番地	1			10銭	①
030	南茅場町57番地	1	宿	人參湯店	10銭	①
031	(未詳)町	1				
032	馬喰町3丁目20番地	1		コウモリ傘店	20銭	①③
神田区						
033	外神田花房町2番地	1	宿	薪店	40銭	①③
034	外神田松永町20番地	1		玉子店	20銭	①
035	外神田末広町10番地	1	宿	末広湯	20銭	①③
036	内神田元岩井町16番地	1		ブリキ店	20銭	①③
037	内神田松枝町6番地	1		ヒメノリ店	20銭	①
038	内神田須田町21番地	1		湯店	40銭	①
039	内神田黒門町10番地杉浦人形店角	1			10銭	①
040	内神田鍋町17番地	1		金米糖店	20銭	
041	内神田佐樹木町2番地	1				①
042	内神田通石町15番地	1		菓もの店	10銭	①
043	内神田多町2丁目21番地	1		干物店池常	10銭	①
044	内神田多町池常向側	1		八百店	10銭	①
045	鍋町19番地	1				①
046	錦町1丁目10番地	1		ガラス店		①
下谷区						
047	下谷区池ノ端仲町宝丹隣	1				①
深川区						
048	西森下町48番地	1	宿		20銭	①②
049	西森下町	1		酒店	40銭	①②
050	西森下町	1		味噌店	40銭	①②
051	東森下町4番地	1		呉服店	20銭	①
052	西森下町	1		酒店	20銭	①

第3表—その2

No.	配札地	人数	宿	職種	受領金	土産品
053	(未詳)相生3丁目8番地	1	宿		20銭	①
054	西平町7番地	1		薪や	20銭	①
055	西平町	1				
056	東平野町13番地	1	宿	材木店	40銭	①③④
057	三好町4番地	1			20銭	①
058	中木場8番地	1			20銭	①
059	仲町25番地	1		舞鶴ト云フハン店	10銭	△苔梅
060	数矢町14番地恵比須宮ノ前	1			10銭	①
061	数矢町10番地	1		材木職	10銭	①
062	亀久町4番地煙草店裏	1		舟頭	10銭	①
063	扇橋町2番地京屋八五郎	1		材木店	50銭	①②
064	扇橋町1丁目亥ノ堀近江屋孝右エ門	1	宿	材木店	20銭	①②④
065	扇橋町材木店近孝隣り	1				①③
066	石嶋町8番地	1	宿	餅店	50銭	①
067	扇橋町1番地	1		紙店	50銭	①③
068	扇橋地蔵横町29番地	1			20銭	①
069	扇橋東町1番地	1		芋店	50銭	①③
070	扇橋西町	1		芋店	70銭	①
071	東元町15番地材木店近孝出店	1			20銭	①
072	東間堀23番地	1		材木店	10銭	①
073	滑住町6番地	1			10銭	
074	深川亀住町6番地	9		三河国西尾城主松平和泉守様 コト松平乗全以下家族等8名	60銭	①1袋 玉中 玉宝 御供
	本所区	2		松平乗全家従		③③
075	西国ヶッ目	1		材木店	20銭	①
076	西国ヶッ目弁財天裏門前	1			20銭	①
077	緑町4丁目5番地	1		金物店	40銭	①
078	5丁目1番地	1		舟大工	10銭	①
079	石原町43番地	1		油店	10銭	①
080	石原町41番地	1		塩センベイ店	10銭	①
081	石原町39番地	1		故和泉屋コト小間物店	20銭	①
082	石原町72番地	1		左官職	10銭	①
083	外手町80番地	1		故三井銀行勤任	10銭	①
084	外手町22番地	1			10銭	①
085	松倉町2丁目95番地	1		花屋識中食		①
086	隣リ(親類)	1				①
087	三ッ目花町24番地	1		鋳物師		①
088	南葛飾郡寺島村 東京向嶋村ヨリ近シ与嶋村御住居	6		故因州島取旧城主松平相模守 様コト池田輝如様以下家族等 5人	右御四方様玉中宝玉御 供3品権舟1袋口金大 25銭斗リ1匹献上 玉中宝玉御供3品②②	
	浅草区					
089	浅草区須波町	1		コウモリ傘店		①②
090	並木町1番地	1		金物店		①
091	駒形町27番地	1	宿	酒店		①
092	花川戸町67番地	1		医師		①
093	馬道6丁目7番地	1		貸夜具店		①
094	馬道8丁目5番地	1		質店佐野屋	60銭	①
095	西仲町3番地	1		古着店	10銭	①
096	田原町2丁目31番地	1		人参湯店	20銭	①
097	南田原町3丁目4番	1		料理店	10銭	①
098	南松山町22番地	1		煙草店	20銭	①
099	阿部川町31番地	1		シクイ店	60銭	①

第3表—その3

No.	配札地	人数	宿	職 種	受領金	土産品
100	東三筋町63番地	1			10銭	①
101	浅草区(住所未詳)	1				①
102	西三筋町11番地	1		煙草入札師		
103	北三筋町52番地	1		酒店		①
104	猿尻町12番地	1			30銭	①③
105	西島越町表町3番地	1		支配人	20銭	①
106	観音地内	1		写真師	10銭	①③
107	永住町11番地親蔵院(真言宗)	1		兼住職		①
108	向嶋村内須崎村59番地	4		故備後因築作城主ナリ 外塚田土屋敷アリ 松平親良様・録平様以下家従 2人		
109	新堀西三筋町	1 1 1 1 1		松平親信様 松平親徳様 母君秀様 女中吉太ふみ 家例金子殿	右御三方へ御札等〜 御上へ25銭クケシ1 個雑茸1袋	③③
110	馬道4丁目11番地	1				
下谷区						
111	御徒町3丁目11番地	1		荒物店		
112	上車坂町25番地	1	宿			②④
113	池ノ端仲町27番地	1		宝丹茶店	40銭	①
114	永住町105番地 スケケ門前	1		煙草入職	40銭	①③
115	下谷町136番地	1			70銭	①③
116	金杉町岡野菓子店先	1		湯店		①
117	新坂本町3番地	1		酒店	20銭	①
118	住所未詳	1				
119	東京府下北豊嶋郡下駒込村	1				
120	坂本町5番地	3 4		従四位前田利同様(故越中富 山田城主ナリ)以下家族2名 家従佐々殿・松介殿・ 和田・福田殿 福田亀次郎殿万端御周施被下	10銭	③ ③ ③ ②
本郷区						
121	湯嶋天神町2丁目36番地	1		魚店中坂下	20銭	①
122	湯嶋天神中坂下三組町90番地	1			10銭	①
123	湯島西黒門町16番地	1			10銭	①
124	湯嶋天神町1丁目54番地	1		八百店		②
125	春木町3丁目21番地	1		焼ツ店	10銭	①
126	元富士町2番地	1			10銭	①
127	5丁目37番地ヤシキ	1				①
128	駒込蓬栄町31番地	1		愛媛県士族		①
129	駒込富士前町 天然寺(浄土宗)	1	宿	住職		①
130	駒込東片町85番地 桜観音ト申ス浄土宗正念寺	1		住職		①
131	御弓町26番地 永井氏ヤシキ	1				①
小石川区						
132	仲町12番地	1		豆腐店	20銭	①
133	表町9番地	1		銘店相模屋	20銭	①
134	表町12番地傳通院前	1		砂糖店	20銭	①
135	同心町19番地	1			10銭	①
136	小日向水道町16番地	1		呉服店	30銭	①
牛込区						
137	通寺町4番地	1		煙草店		
138	通寺町4番地	1		煙草店	20銭	①
139	通寺町	1		菓子店	20銭	①
140	通寺町59番地	1		砂糖店	10銭	①

第3表—その4

No.	配札地	人数	宿	職 種	受領金	土産品
141	通寺町31番地	1		経師職	10銭	①
142	中里28番地	1		土族	20銭	①
143	市ヶ谷山伏町12番地	1			10銭	①
144	若宮町37番地	1				①
145	市ヶ谷御門前田町20番地	1	宿	古着店	20銭	①
神田区						
146	今川小路1丁目6番地	1		薪店	10銭	①
147	小川町猿楽町1丁目4番地	1		櫛店		①
牛込区						
148	下宮比町3番地	1		氷店		
149	新小川町3丁目11番地	1				
麹町区						
150	三番町9番地	1				
151	9丁目1番地	1		コウモリ傘店	20銭	①
152	5丁目19番地	1		桶店	20銭	①
153	住所未詳	1				①
154	3丁目11番地	1				①
155	平川町3丁目	1		竹店	20銭	①
156	平川町2丁目	1		山田薬店	10銭	①
157	平川町天神社島井前	1		仕立店		①
158	平川町2丁目4番地	1		キヨ宇		①
四谷区						
159	傳馬町1丁目15番地	1	宿	組屋店	30銭	①②③
160	傳馬町1丁目15番地	1		組屋店		①③
161	傳馬町1丁目8番地	1		呉服店	20銭	①②
162	傳馬町2丁目20番地	1		金物店	20銭	①②
163	傳馬町3丁目16番地	1		金物店	10銭	①
164	傳馬町2丁目26番地	1		足袋店	20銭	①
165	傳馬町新1丁目7番地	1		漬物店	30銭	①
166	麹町13丁目 四谷笹筒町22番地上ル可	1		蛇目寿司	10銭	①
167	麹町11丁目2番地	1		焼酎酒店	10銭	①
168	笹筒町	1		組屋店	20銭	①③
169	北伊賀町15番地	1			10銭	①
170	北伊賀町13番地	1		土族	10銭	①
南豊島郡						
171	愛住町7番地	1			50銭	①③
172	愛住町4番地 大久保村大字東大久保411番地	1			40銭	①③
173	内藤新宿23番地	1		米店	10銭	①
174	内藤新宿1丁目68番地	1	宿	質店	50銭	①②
神奈川県武蔵国東摩郡						
175	武蔵国東摩郡中野ノ中宿乙132番 尼寺稲荷社ノ隣リ 四ツ谷ヨリ岩里行	1			10銭	②
赤坂区						
176	赤坂田町3丁目6番地	1		新東京亭西洋料理店 明治22年5月13日 学術研究ベルシバルローエル 氏随行ニテ		
芝区						
177	伊皿子町19番地	1		金物店		
178	西ノ久保巴町9番地	1				
179	西久保神谷町21番地	1		白雪サト店		①
麻生区						
180	飯倉町3丁目6番地	1		葛店	10銭	①
181	飯倉町5丁目4番地	1		書林店	10銭	①
182	飯倉町5丁目23番地	1		下駄店	10銭	①



第3表—その5

No.	配札地	人数	宿	職 種	受領金	土産品
183	芝森元町2丁目17番地	1				
	芝区				10銭	①
184	松木町22番地					
185	松木町42番地	1	宿	米店		
186	三田森町2丁目20番地	1	宿	酒店中	20銭	①
187	高輪森町1番地	1		質店	50銭	①②
188	下大崎村306番地	1	宿	差配人		①
189	芝田町9丁目10番地	1			20銭	①
190	芝田町12番地	1	宿	米店	10銭	①
191	芝田町4丁目1番地	1		下駄店	20銭	①
192	本芝3丁目15番地	1		炭店パン砂點や	10銭	①
193	芝西應寺町東町2番地	1		ろうそくや店	20銭	①
194	芝金杉川口町24番地	1			10銭	①
195	新銭座5番地	1		餅店	10銭	①
196	神明前宮本町9番地	1			20銭	①
197	二葉町8番地	1		写真師	10銭	①
198	桜田伏見町7番地	1		餅店	30銭	①②
199	烏森町4番地	1		芋店	10銭	①
	金物店			田古祥宿勤ル	20銭	①
	京橋区					
200	雲岸嶋四日市町18番地	1		舟頭		
201	雲岸嶋横町26番地	1			10銭	①
	雲岸嶋18番地				30銭	①
202	雲岸嶋浜町11番地	1		湯店		
203	雲岸嶋川口町21番地	1	宿	古着店	30銭	①
204	南鍛冶町17番地	1		センペイ彫師武藏屋	20銭	①
205	南鍛冶町2丁目15番地	1		中屋ト申ヤスリカジ店	10銭	①②
206	養町9番地	1			30銭	①
207	弥左エ門町13番地	1			20銭	①
208	桶町28番地	1		書林	10銭	①
209	鈴木町8番地	1		差配人中澤屋		①
210	弓町	1		魚店	50銭	①
211	銀座2丁目1番地 日本橋辺へ引越	1		竹ノ湯店	40銭	①
212	銀座1丁目9番地	1		魚店	10銭	①
213	東漆町1丁目3番地	1			30銭	①
	神奈川県武蔵国荏原郡品川				10銭	①
214	品川51番地	1		米問屋		
215	品川210番地	1				
	京橋区					
216	新湊町2丁目1番地	1		金物器械師		
217	新湊町1日26番	1		金物器械師		
218	南品川5丁目174番地	1				
	神田区					
219	神田相生町10番地ランプ店近辺	1				
220	外神田明神社内宮本町15番地	1				
221	神田三河町3丁目15番地	1				
222	湯島西黒門町16番地	1				
223	神田佐久間町3丁目21番地	1				
224	住所未詳	1				
	深川区					
225	深川西大工町1番地	1				
226	扇町2丁目1番地	1				
227	扇橋西町1番地	1		餅店		
	浅草区					
228	馬通7丁目7番地	1		紺屋裏		
229	故浅草西仲町28番地	1		セリ呉服店	10銭	
	古原大門前玉ヤト中也				20銭	

第3表一その6

No.	配札地	人数	宿	職 種	受領金	土産品
230	浅草西三筋町50番地 小石川区	1			10銭	
231	同心町 四谷区	1				
232	四谷傳馬町新1丁目20番地 深川区	1				
233	深川仲島町10番地 空町9番地トモアリ 旧吉祥坊分現今ノ處	1				
京橋区						
234	豊岸嶋東漆町1丁目	1	宿	故相模屋	10銭 ③	
235	豊岸嶋東漆町	1		海草問屋	10銭	
236	豊岸嶋東漆町2丁目米盤社	1		釘屋	10銭	
237	豊岸嶋東漆町 元々ノ宿ナリ	1	宿			
238	八丁堀5丁目横町	1		米店		
239	八丁堀	1		鋸店		
240	中橋通松川町	1		酒店		
241	五良兵エ町	1		左官		
京橋区						
242	尾張町3丁目 小石川区	1		会津塗り物店		
243	大門通油町角合羽装束和所	1				
244	大門通油町	1		線香店		
日本橋区						
245	新大坂町	1		火物店		
246	蛸壳(殻?)2丁目28番地新屋シキ 深川区	1			10銭	
247	深川高橋邊 浅草区	1		水戸屋		
248	浅草駒形町川岸15番地 麹町区	1		舟越人		
249	平川天神社内露留五郎10番地	1				
250	麹町山王表門角 四谷区	1		船店		
251	四谷内藤新宿仲町ケン番 神奈川県武蔵国久良岐郡横浜区	1				
252	神奈川県武蔵国久良岐郡横浜区 太田村2085番地赤門寺内	1			50銭	
253	住所未詳	1				①
254	永楽町1丁目7番地	1		午引茶店		
255	元町1丁目新道42番地	1		質店	30銭 ①②	
256	弁天通明石屋運送支店	1		明石屋運送組支店		①
257	北中通4丁目64番地 神奈川県相模国三浦郡横須賀港	1		大工職		
258	神奈川県相模国三浦郡鎌倉府 横須賀港湊町2丁目17番地	1	宿		20銭 ①②	
259	横須賀港湊町2丁目隣り17番地	1			10銭 ①	
260	横須賀港大崎町9番地	1				①
261	横須賀港塩入町3丁目11番地	1				①
	合 計	289人	23軒		3,410銭	

凡 例

- 一、同表は、芦崎寺村田宝泉坊の明治22年の『立山講社名記巡回簿 東京市区』に基づき、同坊の東京市区及びその近郊における檀那場を示したものである。
- 一、同表における区割りは、全て檀那帳の表記に基づいているが、おおむね、明治11年都区町村編成法の施行によって定まった15区の区割りと合致している。
- 一、〔No.〕は檀那帳のなかでの掲載順を示す。
- 一、①は葛袋の配布を示す。②は金平糖(大)の配布を示す。③は金平糖(小)の配布を示す。④は椎茸の配布を示す。

第4表 芦崎寺村旧宝泉坊の東京市区及びその近郊における地域別の檀那数と受領金額

廻檀地区	人 数	受 領 金
日本橋区	34	400
京橋区	26	330
神田区	22	220
芝区	19	270
麻布区	4	40
赤坂区	1	0
麹町区	11	70
四谷区	14	190
牛込区	11	110
小石川区	8	100
本郷区	11	60
下谷区	16	180
浅草区	33	290
深川区	42	720
本所区	13	160
南葛飾郡	6	0
南豊島郡	4	150
その他	12	120
住所未詳	2	0
合 計	289人	3,410銭

凡 例

- 一、同表は、芦崎寺村旧宝泉坊の明治22年の『立山講社名記巡回簿 東京市区』に基づき、同坊の東京市区及びその近郊における地域別の檀那数と受領金額を示したものである。
- 一、同表における区割りは、全て檀那帳の表記に基づいているが、おおむね明治11年都区町村編成法の施行によって定まった15区の区割りと合致している。

第5表 立山に訪れた東京市区の檀那たち

No.	檀那帳における掲載内容		
	氏 名	住 所	記 載 内 容
035	村山孝之助	神田区外神田松永町20番地 玉子店	明治10年 父常吉立山参詣、富山生
037	尾張屋吉五郎	神田区内神田松枝町6番地 ヒメノリ店	明治14年 堀沢多十郎立山参詣ノ時1年間滞在
054	小口屋幸治郎	日本橋区西平町7番地	故笠森稲荷社寺 明治16年立山参詣
102	市川一大郎	浅草区西三筋町11番地 煙草入権師	故大山高同義範母子ト共立山参籠大日行者ト申也
114	堀沢松治郎	下谷区永住町105番地スヶケ門前 煙草入職	明治14年ヨリ2年間父多十郎立山参詣ニ滞在
116	山崎岩吉	下谷区金杉町岡野菓子店先湯店	故家内千代との明治17年大日行者同道シテ立山参リ滞在ノコト
142	中俣匡	牛込区中里町28番地 土族	明治19年7月19日登山
144	河喜多能達	牛込区若宮町37番地	明治21年立山参詣
163	伊勢屋宇兵衛	四谷区伝馬町3丁目16番地 金物店	明治12年8月立山参詣寺田性
176	山田竹次郎	赤坂田町3丁目6番地 新東京亭 西洋料理店	明治22年5月13日 学術研究ベルシバルローエル氏随行ニテ
177	内井伊勢松	芝区伊皿子町19番地 金物前	明治21年8月25日登山
178	鈴木子ノ吉	芝区西ノ久保巴町9番地	22年8月10日登山
256	金子清吉伴市太郎	横浜区弁天通明石屋運送組支店	明治初二湯島中坂下本牧屋七五郎等立山参詣也
261	石黒嘉兵衛	横須賀港入町3丁目11番地	孫長男五良作 右五良作寿命講へ加入15歳ニ相成候て立山参ル也

凡 例

- 一、同表は、芦崎寺村旧宝泉坊の明治22年の『立山講社名記巡回簿 東京市区』を対象とし、そのなかで、特に立山に訪れたものについて抽出したものである。
- 一、【No.】は檀那帳のなかでの掲載順を示し、第2表の【No.】と合致している。

が明治14（1881）年より2年間、芦峯寺に滞在し、その時No. 037の事例の尾張屋吉五郎も1年間滞在している。また、No. 102の事例の浅草区の煙草入柙師の市川一太郎は、立山参籠大日行者で、No. 116によると、明治17（1884）年に山崎岩吉の妻千代とともに立山参詣を行い滞在している。さらにNo. 176の事例は、明治22（1889）年に天文学者として著名なパーシヴァル・ローエルが能登を探検した際、その帰路、針ノ木峠越えを敢行しようとして失敗したが、その時に随行した赤坂田町の西洋料理店新東京亭のコック山田竹次郎のことを記したものである⁵⁰⁰。No. 261の事例は、15歳の成人登山儀礼としての立山登山を示している。第3表のNo. 234からNo. 261の信徒は、もと芦峯寺吉祥坊の信徒であったが、吉祥坊の宗教活動の終焉にともなって、同じく江戸を檀那場としていた宝泉坊が譲り受けたものである。

2.2.3 神奈川県武蔵国における檀那場について

第6表は旧宝泉坊の明治22（1889）年の『立山講社名記巡回簿 神奈川県武蔵国』に基づき、同坊の神奈川県武蔵国・相模国における檀那場の実態を示したものである。配札地域は荏原郡、橋樹郡、築都郡、久良岐郡、相模国三浦郡である。講社員数は荏原郡が11人、橋樹郡が29人、築都郡が193人、久良岐郡が7人、三浦郡が6人で、合計して249人である。このなかで、それまでの師檀関係を断っているものも何人か見られる。宿数については荏原郡に0軒、橋樹郡に3軒、築都郡に14軒、久良岐郡に0軒、三浦郡に1軒で、合計して18軒である。神符などの具体的な頒布状況については、この檀那帳から窺うことができない。

さて、久良岐郡と相模国三浦郡のNo. 235～No. 246の講社員のうち、No. 235、No. 238、No. 239、No. 240、No. 242、No. 243、No. 244、No. 245は、旧宝泉坊の明治22（1889）年の『立山講社名記巡回簿 東京市区』にも掲載され、重複して登録されている。そして、その場合、檀那帳への記載の仕方は荏原郡、橋樹郡、築都郡の場合と異なり、『立山講社名記巡回簿 東京市区』における掲載の仕方と全く同じで、講社員によっては受領金や職種、土産品の配布の有無まで記されている。これによると、久良岐郡と相模国三浦郡における受領金は130銭となっている。また、東京市区における廻檀配札布教に見たように、土産品として葛袋や金平糖の大・小、さらには亀ノ甲センペイを配布している。

ところで、武蔵国の講社員たちの立山登山については、明治25（1892）年に築都郡馬絹村の講社員が立山参詣を行っている。

この檀那帳の末尾には、廻檀配札布教の際の経路が里程入りの地図を伴って詳細に記されているが、以下の第7表は、その内容を整理して示したものである。

第6表 芦峯寺村旧宝泉坊の神奈川県武蔵国における檀那場 (明治22年)

No.	配 札 地	人 数	宿 数
	神奈川県武蔵国荏原郡		
001	目黒村	1	
	世田ヶ谷村		
002~004	大崎村ノ内谷山村	3	
005	下大崎村ノ内	1	
006~007	上沼郡村	1	
008	等々力村	1	
009	清沢村	1	
010	池上本門寺通 (矢口村)	1	
011	古市場村之内 (曾根)	1	
012	古市場村之内 (木村)	1	
	神奈川県武蔵国橋本郡		
013	戸手村之内原	1	
014~019	塚越村	6	1
020~023	矢向村	4	1
024	上末古村	1	
025~027	小倉村	3	
028~035	南加瀬村	8	1
036~041	東加瀬村	6	
	神奈川県武蔵国築都郡		
042	高田村	1	
043~044	馬絹村	2	
045~054	土橋村	10	1
055~057	平村	3	
058~062	谷戸長尾村 (神木)	5	
063~064	長尾村ノ内下原	2	
065~074	広北中村	10	1
075	旧稲毛領先年村 岩河村	1	
076	井田村ノ内	1	
077	木月村	1	
078	有馬村	1	1
079	荏田宿ノ内 (原根)	1	
080	荏田宿ノ内 (赤田)	1	
081	荏田宿ノ内 (榎谷戸)	1	
082~083	荏田原ノ内 (シボ沢谷)	2	
084~101	茅ヶ崎村内貝塚内下	18	1
102~123	中川村山田村ノ内	22	2
124~145	山田村	22	1
146	新田村 大字高田村之内赤沼	1	1
147~152	新田村 吉田村之内	6	
153~156	新田村 大字新羽村之内	4	1
157~159	太尾村	3	
160	大豆戸村	1	
161~162	大曾根村	2	
163	網島村之内	1	
164	中駒足村之内 (丸山)	1	
165~167	下駒足村	3	
168	師岡村	1	1
169	上獅子ヶ谷戸村	1	
170	東寺尾村之内 (飯山)	1	
171~172	東寺尾村之内 (二本木)	2	
173~177	西寺尾村之内 (芋久保)	5	1
178~199	東方村	2	
180	久保村 (久保谷戸)	1	
181~182	久保村 (桜田)	2	
183~185	久保村 (神明谷戸)	3	

第6表—その2

No.	配 札 地	人 数	宿 数
186	久保村(長谷戸)	1	
187	久保村(表谷戸)	1	
188	上川井村	1	
189~190	小山村	2	
191	南鶴見村	1	
192~213	神奈川県武蔵国橋本郡町田村字瀬田村之内	22	1
214~234	神奈川新宿	21	2
合 計		233人	17軒

第6表—その3

No.	配 札 地	人 数	宿 数	職 種	受 領 金	土 産 品
235	神奈川県武蔵国久良岐郡横浜区大田村2085番地	1			50銭	③④
236	横浜区大田村	1				①
237	横浜区大田村	1			50銭	④
238	横浜区元町1丁目新道42番地	1		質店	20銭	①②
239	横浜区弁天通明石屋送組支店	1		運送組	10銭	①
240	横浜区北中通4丁目64番地	1		大工職		
241	神奈川県横浜町2丁目12番地	1				
242	神奈川県相模国三浦郡守府横須賀港町2丁目17番地	1	1			
243	横須賀港町2丁目17番地	1				
244	横須賀港大崎町9番地	1				
245	横須賀港塩入町3丁目11番地	2				
246	横須賀港稲岡町103番地	1				
合 計		13人	1軒		130銭	

凡 例

- 一、同表は、芦崎寺村旧宝泉坊の明治22年の『立山講社名記巡回簿 神奈川県武蔵国』に基づき、同坊の神奈川県における檀那場を示したものである。
- 一、〔No.〕は檀那帳のなかの掲載順を示す。
- 一、土産品の項目のうち、①は葛袋の配布を示す。②は金平糖(大)の配布を示す。③は金平糖(小)の配布を示す。④は亀ノ甲センベイの配布を示す。

第7表 芦崎寺村旧宝泉坊の明治22年の神奈川県武蔵国檀那帳にみられる檀那場巡回経路

No.	巡 回 地	里 程	No.	巡 回 地	里 程	No.	巡 回 地	里 程	No.	巡 回 地	里 程
01	東京	2里半	11	宋吉村	5町	21	有馬村	25町	31	大曾根村	10町
02	目黒村	20町	12	小介村	8町	22	荏田村	30町	32	網島村	28町
03	谷山村	1里	13	加瀬村	2里半	23	茅ヶ崎村	1里半	33	駒岡村	20町
04	上沼部村	18町	14	高田村	1里	24	山田村稲荷谷	10町	34	西寺尾村	2里
05	池上村	10町	15	馬淵村	10町	25	山田村	8町	35	鶴見村	20町
06	矢口村	5町	16	土橋村	10町	26	高田村赤沼	8町	36	瀬田村	1里
07	古市場村	1里	17	平村	20町	27	吉田村	8町	37	神奈川新宿	1里
08	戸手村	18町	18	長尾村神木	3町	28	新羽村	15町	38	横浜	7里
09	塚越村	17町	19	広地村	2里半	29	太尾村	1町	39	横須賀	
10	矢向村	8町	20	土橋村	20町	30	大豆戸村	15町			

凡 例

- 一、同表は、芦崎寺村旧宝泉坊の明治22年の『立山講社名記巡回簿 神奈川県武蔵国』に基づき、同坊の神奈川県における檀那場巡回経路を示す。
- 一、〔No.〕は巡回順を示す。
- 一、里程の項目については次の檀那場までの距離を示す。

2.2.4 能登国における檀那場について

第8表は旧宝泉坊の明治23(1890)年の『立山講社巡回簿 石川県能登国』に基づき、同坊の石川県能登国及びその近郊における檀那場の実態を示したものである。

これによると、檀那場は能登国の鹿島郡と鳳至郡、珠洲郡で、珠洲郡については半島の内陸に入り込むが、その他の地域については、どちらかといえば比較的立山の見えやすい富山湾側に沿って集中している。

ところで、江戸時代、加賀・能登・越中の三か国の檀那場については、芦峯寺33坊家の平均割としたが、とくに旧縁のあった相善坊・等覚坊・相真坊が別格割りとして平均割りのほかに、旧縁の村・町数を加えた檀那場数が与えられていたという⁵¹⁾。

このうち、能登国における等覚坊の檀那場を、明治に入って旧宝泉坊は、廻檀配札布教を行わなくなった等覚坊から譲り受けている。前掲の檀那帳の巻頭には「御一新前元等覚坊順廻所、今度改正ニ付、元寶泉坊事佐伯左内順廻所ト相定候也」と記されている。

檀那場における戸数と講社員数を各郡ごとに見ていくと、鹿島郡では112戸736人、鳳至郡では1099戸1386人、珠洲郡では878戸2373人で、3郡を合計すると2089戸4495人になる。職種については、寺院の住職などの宗教者以外は記されていない。それぞれの村では、大抵、講社員のとりまとめ役として、講社員の中から総代と組合頭の2名が選出されており、彼らの自宅が旧宝泉坊の定宿にされている場合が多く見られる。その他、周旋人の存在も見られる。

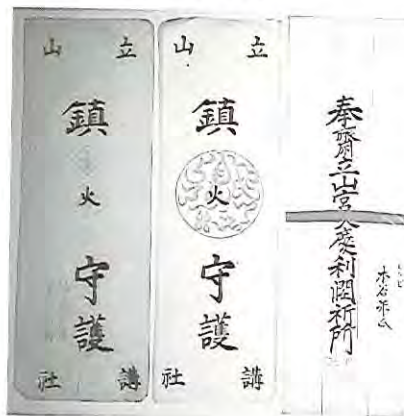


写真2

檀那帳から旧宝泉坊が頒布した札の種類は神符(写真2)であることがわかる。そして、その頒布状況は第8表に示す通りであるが、能登国では合計して1165枚の神符を頒布している。さて、現在立山博物館には、何らかの理由で頒布されなかった真脇村の講社員名の記入された神符を5点収蔵している。いずれも、「奉齋立山宮大慶利潤祈所」と記され、朱印が押され、中にはおみくじが入っている。これらの神符に記された真脇村の講社員井田唯次郎、井田市蔵、本谷伊右エ門、本谷米次郎、浜口孫市の名前の

うち、井田市蔵と本谷米次郎については、旧宝泉坊の明治23(1890)年の『立山講社巡回簿 石川県能登国』に真脇村の講社員として掲載されている。

第8表 芦嶺寺村旧宝泉坊の石川県能登国における檀那場(明治23年)

No.	配札地	戸数	人数	枚数	宿数	備考
	鹿島郡					
001	飯川村	12	98	12	2	光善寺(言) 頓聴寺(真)
002	八田村	8	64	8	2	乘龍寺(真)
003	八幡村	10	55	10	2	
004	太田村	52	110	45	1	善正寺(真) 海門寺(禪) 明治23年8月登山2名 明治24年8月登山3名 明治27年8月登山1名
005	塩津村	10	62	10	2	正永寺(真)
006	豊田村	10	83	10	1	
007	豊田町村		38		3	
008	中島村	10	226	10	10	
	鳳至郡					
009	鹿島村		20			
010	北七海村		25			
011	上七海村	4	23	2	1	旧等覚坊縁家也 元一相坊ヨリ嫁
012	穴水取川島町		8			
013	中居村	150	126	92	2	周旋人 柏木藤四郎
014	沖名子村	2	4	2	1	
015	伊久留村	56	59	22	2	
016	本木	20	47	11	2休1	明治23年夏参詣 山岸与三兵衛
017	木住	24	24	24	1	
018	山口		6			
019	三田	20	40	14	1	大盛院(禪) 長運寺(真)
020	西案寺	20	21	20	1	
021	院内	58	50	35	1	雲山寺(言) 明治27年7月参詣2名
022	八ノ田(瑞穂村)	27	37	25	1	洞雲寺(禪)
023	神道(柿生村)	20	22	15	1	
024	谷屋(柿生村)	15	16	11		
025	宮之藤(瀬川町)		18	5	休1	明治26年9月9日参詣
026	七見村		56			
027	矢波	40	86	40	3	廣福寺(禪) 長命寺(真)
028	猪平	18	34	18	1	
029	守加塚	21	40	21	3	大乘寺(淨) 22年参詣
030	藤ノ瀬	20	95	6	2	
031	曾又	10	46	7	1	
032	中済	7	45	2	1	
033	神和住	50	35	4	1	
034	大久保	8	5	6	1	
035	寺分	13	15	12	1	平等寺(言)
036	五良左門分村		34			和住山平等寺(言)
037	天坂	10	37	8	1	
038	亀久原町本郷	70	122	30	1	相善坊宿也
039	笹川	8	41	8		
040	石井	5	48	5		藏福院(禪) 光栄寺(真) 佛性寺(真)
041	因光	17	24	10		
042	柳田	90	157	50	4	法華寺(言) 安養寺(言) 長福寺(言) 周旋人2名
043	五十里	7	57	7	1	日蓮宗1
044	久田	5	66	3	1	
045	小間生	30	49	20	3	本阿寺(言)
046	長尾	3	48	3		願成寺(真) 成栄寺(真)
047	門山	20	20	15	1	
048	東村	13	27	13		八幡寺(言)
049	徳成谷内	11	30	11	1	天王寺(言)
050	徳成	9	24	7		

第8表一その2

No.	配礼地	戸数	人数	枚数	宿数	備考
051	佐野	20	32	15	2	
052	寺山	10	93	7	3	明治26年参詣2名 明治22年参詣1名
053	鈴屋	1	48	1		長光寺(真)
054	栗藏	5	29	5		明治26年八月登山1名
055	桶戸	10	24	10	1	
056	井面	20	26	20	2	
057	川西	40	97	30	2休	本覚寺(真)
058	広井	20	60	15		智徳寺(禪)
059	時国 西時国 南時国	30	47 55	20	1	岩倉寺(言) 東之坊(言) 高田寺(言)
060	大野	30	63	20	2	
061	伏戸	12	12	12	1	
	珠洲郡					
062	洲巻		9			
063	白籠		8			薬師堂(禪)
064	南山		33			法恩寺(禪)
065	中村		24		1	法恩寺(禪)
066	火宮		27			
067	飯田		2			
068	寺社		28		1	高照寺(言)
069	上戸		129		1	善慶寺(真) 福念寺(末寺) 慶信寺(末寺) 北海道寄留3人 長崎寄留1名 鶴岡寄留1名
070	春日野		54			法住寺(言) 橋梁時(末寺)
071	金峯寺		16			金峯寺(禪)
072	鶴島		1			
073	松波		362			
074	上村	100	94	45	2	
075	不動寺	31	33	20		不動寺(言)
076	行延	19	20	15		
077	満泉寺	8	9	7		満泉寺(言)
078	山中	12	22	13		
079	時長	100余	02	35		願成寺(言)
080	岡重	34	36	8	1	明治25年参詣 明治26年参詣 明治27年参詣
081	鳳至郡守出津 山分大字源平村		1			
082	宮犬	44	48	40	1	
083	秋吉	50	49	24		清水寺(言)
084	新保	30	51	5		
085	市之瀬	40	44	7	2	石燈籠上ル
086	姫	100	40	20		上日寺(言) 長願寺(真) 真善光寺(浄) 神宮(高原)
087	真脇	250	164	52	1	
088	小浦	30	42	10	1	
089	羽根	30	36	20	1	
090	守出津		2			長楽寺(言)
合計		2089軒	4495人	1165枚	92軒	

凡例

一、同表は、芦峯寺村田家泉坊の明治23年の『立山講社巡回簿 石川県能登国』に基づき、同坊の石川県能登国における概那場を示したものである。

一、〔No.〕は概那帳のなかでの掲載順を示す。

一、備考のなかの(言)は真言宗、(真)は浄土真宗、(浄)は浄土宗、(禪)は禅宗を示す。

第9表 芦峯寺村旧宝泉坊の明治23年の石川県能登国檜那帳にみられる檜那場巡回経路

No.	巡回地	里程	No.	巡回地	里程	No.	巡回地	里程
01	荒山峠	1里	31	矢波	10町	63	伏戸	3里
鹿島郡			32	波並	10町	64	寺山	
02	二ノ宮	1里	33	藤波	20町	珠洲郡		
03	飯川村	10町	34	宇出津	1里	65	洲巻	18町
04	八田村	10町	35	猪平	1里	66	白瀧	18町
05	八幡村	2里	36	宇加塚	15町	67	南山	1里
06	七尾	3里	37	藤ノ瀬	1里	68	中村	1里
07	田鶴浜	30町	38	曾又	5町	69	火宮	1里
08	塩津村	1里8町	39	中济	3町	70	飯田	10町
09	豊田村	1里	40	神和住	10町	71	寺社	10町
10	中島村	2里半	41	寺分	10町	72	上戸	1里
鳳至郡			42	天坂	12町	73	法性寺	2町
11	鹿島村	10町	43	上町	1里	74	春日野	1里
12	木根村	1里	44	笹川	8町	75	金峯寺	15町
13	穴水	1里	45	石井	1里	76	鷺島	1里半
14	七海村	1里	46	久田	10町	77	松波	8町
15	中居村	1里半	47	小間生	5町	78	上村	18町
16	沖名子村	1里2町	48	長尾	10町	79	不動寺	5町
17	伊久留村	1里	49	円山	5町	80	行延	15町
18	本木	2里	50	東村	5町	81	満泉寺	15町
19	山田	3町	51	徳成谷内	5町	82	山中	15町
20	木住	3町	52	徳成	15町	83	時長	1里
21	三田	10町	53	佐野	1里	84	国重	1里
22	西案寺	3町	54	寺山	1里	85	上村	15町
23	瑞穂	20町	55	鈴屋	2里	86	宮犬	8町
24	院内	3町	56	栗蔵	3町	87	秋吉	18町
25	町野	2町	57	桶戸	4町	88	新保	12町
26	八ノ田	10町	58	井面	2町	89	市之瀬	30町
27	神道	8町	59	川西	10町	90	姫	3町
28	谷屋	18町	60	広井	5町	91	真脇	8町
29	鷺川	15町	61	西時国	8町	92	小浦・羽根に至る	
30	七見村	20町	62	大野	2町			

- 凡例 一、同表は、芦峯寺村旧宝泉坊の明治23年の『立山講社名記巡回簿 石川県能登国』に基づき、同坊の石川県能登国の檜那場における檜那場巡回経路を示す。
 一、〔No.〕は巡回順を示す。
 一、里程の項目については次の檜那場までの距離を示す。

檀那場各村の講社員の立山登山については、第8表の備考の欄に示す通り、明治22(1889)年から明治27(1894)年にかけて、鹿島郡から6名、鳳至郡から9名、珠洲郡から3名の合わせて18名が訪れている。

檀那帳中、講社員の一部のものには、その家の所属宗派が「言」(真言宗)、「禪(ゼン)」(禅宗)、「真」(浄土真宗)、「一向」、「神官」、「浄」(浄土宗)などの印で表されている。これにより各地域の宗派の勢力分布が窺われる。

この檀那帳の末尾には、廻檀配札布教の際の経路が里程入りの地図を伴って詳細に記されているが、以下の第9表は、その内容を整理して示したものである。

3 天台宗禅定講教会の廻檀配札布教

3.1 芦峯寺旧善道坊の檀那場について

芦峯寺善道坊は、江戸時代には三河国を檀那場として廻檀配札布教を行っていた。その配札のシステムや檀那場の規模及びその変遷などの実態については、寺口けい子氏が明らかにされているので⁵²⁾、ここではその成果に基づき天台宗禅定講教会に所属した旧善道坊の県外での宗教活動の実態を具体的に見ていきたい。

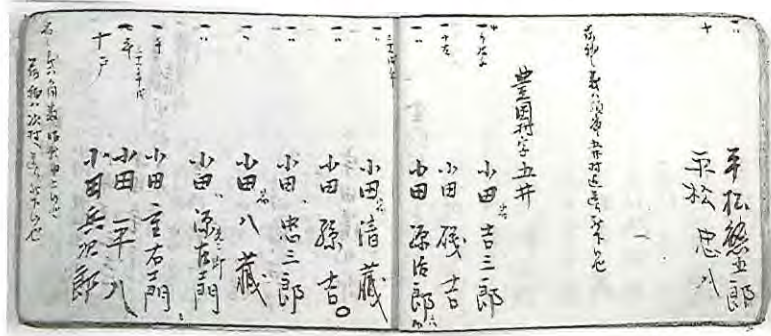


写真3

第10表は、旧善道坊の明治30(1897)年の檀那帳(写真3)⁵³⁾より、同坊の愛知県における檀那場を示したものである。この檀那帳は、明治30(1897)年1月に善道坊により制作され、その後所々補足したり訂正したりして使用されていたものである。これによると、当時、旧善道坊は、明治11年都区町村編成法の施行によって定まった郡区分にもとづく額田郡、宝飯郡、幡豆郡、渥美郡を檀那場とし、80村886人を対象として布教・勸進活動を行っている。この檀那場における宿の総数は64軒であるが、このなかで特に信徒の多い本宿村字鉢地(18人)、長沢村(33人)、赤坂町関川町(22人)、上・下佐脇(49

第10表 芦峯寺村旧善道坊の三河国における檀那場（明治30年）

No.	配札地	人数	宿数	No.	配札地	人数	宿数	No.	配札地	人数	宿数
額田郡				030	豊岡村字五井	11	3	幡豆郡			
001	明大寺町	1	1	031	清田	3		058	東幡豆村須崎	30	1
002	菅生町	1		032	静里村字水竹	12	1	059	東幡豆村中之浜	5	
003	裏町	1		033	豊岡村字平田	8	1	060	東幡豆村山口	55	1
004	亀井町	1		034	豊岡村字牧山	14	2	061	東幡豆村谷村	27	1
005	極楽寺門前	1		035	三谷町中屋敷	4		062	東幡豆村中芝	29	1
006	坂崎村	1		036	炭村長根	7		063	東幡豆村森村	29	1
007	岡町	2		037	迫	3		064	東幡豆村彦田村	5	
008	保母町	2		038	中村	12	1	065	東幡豆村小見行	45	1
009	岡町	1		039	三谷町町止り	21	1	066	東幡豆村桑畑	12	1
010	小美	3		040	三谷町高見	3		067	西幡豆村門内	41	2
011	黍梨	4		041	三谷町東新屋	12	1	068	西幡豆村小野谷村	12	
012	樺山	1		042	三谷町松葉	6		069	八幡川田	16	2
013	木宿村字跡地	18		043	三谷町中浜	21	1	070	西幡豆村寺部	11	1
宝飯郡				044	三谷町中屋敷	18	2	宝飯郡			
014	長沢村	33	1	045	三谷町西新屋	16	2	071	松原	1	1
015	赤坂町四川町	22	1	046	府相町	10	1	幡豆郡			
016	森村	1		047	小江	9	1	072	友岡	3	1
017	森長根	1		048	蒲郡町元西部	5		073	東城村	1	
018	御由	3		額田郡				074	上室村	1	
019	国府町	1	1	049	深溝村	2		075	鹿川	11	1
020	上佐脇	33	1	幡豆郡				葦美郡			
021	下佐脇	16	1	050	六栗	4	1	076	吉田方村新田	8	6
022	御馬村	4	1	宝飯郡				077	小浜村山脇	6	3
023	国府町字為当村	4	1	051	塩津村字拾石	4	1	078	小浜村	9	
024	国府町字森村	1	1	052	鹿島村	1		079	玉ヶ崎	1	
025	御沢村広石	10	3	053	金平	4		080	(不明)	1	
026	豊沢字森下	16	1	054	西浦村万場	13	1	081	豊橋中瀬古	1	
027	相楽丹野村	5	2	055	西浦村知柄	51	1	宝飯郡			
028	金野村木郷	1	1	056	西浦村橋田	21	1	082	麻生田村	1	
029	金野村字観音寺	11	1	057	西浦村深田	31	1	合計	80(箇所)	886人	64軒

凡例

- 一、同表は、芦峯寺村旧善道坊の明治30年の『立山祈禱御定講檀那巡回記』に基づき、同坊の三河国における檀那場を示したものである。
- 二、同表における各郡の区分は、明治11年都区町村編成法の施行によって定まった区分に基づいた。
- 三、〔No.〕は檀那帳のなかでの掲載順を示す。

人)、三谷町(97人)、西浦村(116人)、東幡豆村(237人)、西幡豆村(53人)などの地域は、善道坊の寛政5(1793)年の檀那帳⁵⁴⁾に記載の村名及び檀那数と比較してわかるように、近世後期には既に檀那場としては確立されていた地域である。ただ、江戸時代には南設楽郡などの愛知県の奥部にも檀那場が存在していたが⁵⁵⁾、明治時代には衰退したようである。

さて、寺口氏の論文⁵⁶⁾のなかで、善道坊の明治期の三冊の檀那帳について村数と講社員の人数の統計が書き出されている。これによると明治22(1889)年が68村914人、明治25(1892)年が70村466人、明治30(1897)年が75村932人である。このなかで、明治22(1889)年と明治30(1897)年の人数に比べて、明治25(1892)年の人数が極端に少ないのは、明治25(1892)年の檀那帳が渥美郡と宝飯郡の講社員を主な対象として記しており、他の額田郡や幡豆郡の檀那については記されていないからである。

檀那場の信徒たちの立山登山については、旧善道坊の明治22(1889)年の檀那帳によると、藤川駅から明治19(1886)年8月26日に山本松之助が、広石村から明治13(1880)年に竹本猪右衛門と竹本庄作が、五井村から同(1880)年に大村小三郎、明治17(1884)年に小田太良作、明治19(1886)年に小田清蔵が、平田村から明治15(1882)年に西浦梅蔵と西浦久蔵が、牧山村から同(1882)年に梅田清七が、それぞれ立山登山に訪れている。さらに、旧善道坊の明治30(1897)年の檀那帳によると、宝飯郡西浦町から明治36(1903)年に鈴木拓次郎と牧原平九郎、尾崎久五郎の三名が立山登山に訪れている。

ところで檀那場においては、その理由の詳細は不明であるが師檀関係の破棄も幾例か見られる。例えば明治25(1892)年の檀那帳によると、西豊田の伊藤氏は明治23(1890)年に師檀関係を断っており、その後、善道坊が明治27(1894)年に再来したときも、再び断っている。また、渥美郡では明治27(1894)年に師檀関係を断っている信徒が4軒みられる。このように師檀関係の動揺がいたるところで見られるのである⁵⁷⁾。

3.2 廻檀配札布教の実態(護符・経帷子の頒布)

旧善道坊が檀那場で頒布していた護符の種類は、江戸時代とほとんど大差がなく、仏教的な牛玉宝印「立山之宝」が多く頒布されている。

旧善道坊の明治25(1892)年の檀那帳からは牛玉宝印「立山之宝」や火防札「火の用心」をはじめ寿命札、星供御札などの種類が窺われる。同じく旧善道坊の明治30(1892)年の檀那帳からも牛玉宝印「立山之宝」や火防札「火の用心」、包札などの種類が窺われ、ちなみに牛玉宝印には上札と並札、火防札には上札、中札、下札、包札には上札、中札などとランクが見られる。その他、護符以外に線香や針、下杵子、血盆経なども頒

布されている。

さて、明治30（1892）年の檀那帳からは牛玉宝印の頒布数が具体的に窺われるが、岡崎より国府村の間で845枚、上佐脇村より友国村の間で325枚、合わせて1170枚の札を頒布している。そのうち220枚が牛玉宝印の上札で、950枚が牛玉宝印の並札である。

ある村での布教・勸進活動を終えると、旧宿坊衆徒は次の村に向かうが、明治25（1892）年の檀那帳に「荷物ハ〇〇村へ御送り被下候也」とか明治30（1892）年の檀那帳に「荷物之義ハ順番ニ〇〇村迄御送り被下候也」などと頻繁に記されていることから、旧衆徒が信徒に配るために持ち込んだ護符や血盆経、針、土産などの沢山の荷物の中から、ある村で必要な品物を必要な数量だけ取り出して、残りの荷物を次の宿へ送っていることが窺われる。

善道坊文書のなかに、嘉永2（1849）年8月に善道坊の竜泰が経帷子の製法を記した『立山秘伝 御帷子等調法草稿』⁵⁸⁾が残されている。この内容については、以前拙稿「立山山麓芦峯寺の経帷衣」⁵⁹⁾で詳述しているのでここでは省略するが、これとほとんど同種類の『立山秘傳 御帷子等調法草稿』（写真4）⁶⁰⁾が、明治27（1894）年1月、旧善道坊佐伯寛徴によって制作されている。

これに関連して明治25（1892）年12月に、佐伯寛徴は梵字の解説書として『梵字口傳本 立山下芦峯寺善道坊寛徴用』⁶¹⁾も制作しているが、これは梵字が多く彫り込まれている経帷子の版木を制作する際の参考資料として用いられたものであろう。



写真4



写真5

この他、旧善道坊と同じく天台宗禅定講教会に所属していた旧泉蔵坊には、色刷りの『立山御カタビラの由来 越中国立山麓日本三靈山之一立山寺』⁶²⁾が残されている。

また、立山博物館が収蔵する経帷子の版木資料(写真5)⁶³⁾の幾つかには裏面に墨書で、「明治三十九年に佐伯道範が求める」や「大正八年に善道坊調製」、「大正九年」

などと記され、この頃の経帷子の需要を窺わせる。

これらの史料によって旧善道坊や旧泉蔵坊の衆徒たちは明治時代及び大正時代にも経帷子を制作し、廻檀配札布教の際に頒布していたことが推測されるが、天台宗禅定講教

会の徧進活動においては、経帷子は重要な頒布品であった。最後に立山信仰と深く結びつき、明治になっても使用されたと考えられる立山曼荼羅との関係に注目しておきたい。

4 天台宗禪定講教会と立山曼荼羅

4.1 立山曼荼羅をめぐる対立

前掲の、明治25（1892）年12月に立山雄山神社芦峯社務所と立山教会本部の両名義で富山県警察本部に宛てて、天台宗禪定講教会の活動に対する取り締まりを依頼した願書⁶⁴⁾や、芦峯寺旧善道坊佐伯美那登や芦峯寺旧相善坊佐伯金吾らに対する、天台宗禪定講教会発行の巡回布教許可証⁶⁵⁾から、当時、天台宗禪定教会係員の旧泉蔵坊佐伯鑣禪や旧宮之坊佐伯立山、旧善道坊佐伯寛徴、旧宝龍坊佐伯主尾、旧相善坊佐伯金吾、もと俗家志鷹寛禪らが「立山御曼荼羅写（往生要集ニ立山ノ意匠ヲ仕組ミ地獄極楽ヲ書キタル御絵図ナリ）」、或いは「立山佛画御曼荼羅」の写しの説明といった布教活動を行っていたことがわかる。

さて、彼らが説明したものは立山曼荼羅の〈写し〉とされているが、ただ実際には写しではなく、立山曼荼羅そのものを説明していたようである。それを示唆しているのが次の文書⁶⁶⁾である。

今日午後一時、當教會所ニ立山佛画御曼荼羅ノ写説明ト書記候処、私シ佛画写ノ三字誤落致シ御兩君殿ヨリ御尋問ニ相成、右三字書損之儀、平ニ御用捨ニ預リ度候也。

禪定分教會誥員

明治廿五年二月七日 志鷹寛禪

雄山神社神官

佐伯音勇 殿

佐伯正範 殿

本月七日、芦峯寺村佐伯ミツ宅（禪定分教所）ニ於テ、立山（佛画写御）曼荼羅絵図面掛ケ説明（建札）イタシ候ニ付、不得止立山教會ヨリ尋問ニおよび候而、比叡山ヨリ立山佛画許可之もの志鷹寛禪等ヨリ申聞置候ニ付、全ク議ニ候哉、為年御紹介ニおよび候間、急々御報答有之存候也。

立山教會員

圓隆寺住職

木津行寛殿

この文書によると、禪定分教会誥員の志鷹寛禪が明治25（1892）年2月7日の午後1時に比叡山禪定講禪定分教所で立山曼荼羅の説明を行う旨を記した立て札を立てたところ、立山教会所から立て札中の立山曼荼羅に関する文言について尋問され、あわてて、「立山佛画御曼荼羅ノ写」と書くべきところを三字あやまり「立山曼荼羅絵図」といった具合に書き損じてしまったと申し開きしている。

これについては、志鷹寛禪が実際に説明に使用したものが立山曼荼羅の写しではなく立山曼荼羅そのものであったため、立て看板にはうっかり本音が出てしまい、立山教会員から尋問されることになったのであろう。ただ史料からは、なにゆえ立山曼荼羅そのものではだめで、その写しなら構わないのかを明らかにすることはできない。

4.2 立山曼荼羅「善道坊本」による布教

廃仏毀釈の影響をいちじるしく受けた立山曼荼羅として、「坂木氏本」（もと「福泉坊本」）や「日光坊本（3幅物）」、「玉泉坊本（1幅物）」があげられるが、それらはいずれも極端に仏教色が払拭され、神道色が強く打ち出されている。

これに対し、仏教界の勢力が盛り返す明治8（1875）年以降、立山では少し遅れて明治13（1880）年に立山講社が結成され、後にそこから天台宗禪定講教会が独立したが、同教会係員（旧宿坊衆徒等）によって、明治20（1887）年頃から旧来の仏教色の強い立山曼荼羅が再び布教に使用されるようになった。

さて、明治時代に天台宗禪定講教会係員によって使用されていたことを推測させる立山曼荼羅として「善道坊本」があげられる。

この「善道坊本」については、以前、拙稿「近世後期における芦峯寺系立山曼荼羅の制作過程についての一試論」⁶⁷⁾のなかで、他の芦峯寺系立山曼荼羅諸本との間に見られる影響関係を考察した。そして作品相互の模写状況から「善道坊本」は「相真坊B本」、「大仙坊A本」、「筒井氏本」とともに模写系譜のうえで同一類型であることを示した。さらに、この類型のなかで「善道坊本」における佐伯有頼の図像だけに幕末の尊皇思想の影響が強く見られることから、この類型のなかでは系譜の一番最後に位置づけ、幕末に制作されたことを指摘した。

ところで同本の第1幅と第2幅には裏書きがあり、旧善道坊佐伯竜泰（美那登）・佐伯寛徴親子の名前をはじめ、おそらくこの曼荼羅に関わる何らかの施主として三河国の信徒たちの名前が実名或いは戒名で記されている。実名と戒名が入り交じりながらも全く訂正・補筆した形跡がなく整然と配列されているので、これらは一時に記されたものと考えられる。それらのうち府相の鈴木傳七、三谷町の内田七五三吉、水竹の青山甚太郎

と青山熊太郎、平田村の西浦梅蔵と西浦久蔵、西幡豆門内の鈴木三右衛門と山崎利八らは、いずれも、旧善道坊の明治22(1889)年の三河国の檀那場帳に定宿を担当する信徒として掲載されている。一方、同曼荼羅の裏書きに戒名で記されている信徒については、その脇に例えば「三十三年七月十八日亡」とか「四十一年七月十日」などその没年が記されている。そのなかで一番新しい没年は府相の覚浄向新女の明治41(1908)年8月19日である。

これらの事象を整理して推測すると、「善道坊本」の裏書きは明治時代末期以降に記されたことになり、さらに少し飛躍して考え、当時この曼荼羅が檀那場で使用されていたこと、また、当時前掲の信徒たちがこの立山曼荼羅に関して、例えば再表装や修理の際に施主として何らかの関わりを持ったことなどが想定される。ちなみに、収納箱は大正3(1914)年に檀那場の信徒により新調されており、箱書きとして「越中立山善道坊什物 大正三年五月二日 三河国幡豆郡吉田林 寄附人 鈴木国松謹製」と記されている。

このように、「善道坊本」は幕末に制作されたが、明治時代前期は廃仏毀釈の影響などからそれほど使用されず、むしろ、それが活発に使用されるようになったのは天台宗禅定講教会が開設された明治時代中期頃からで、同教会係員であった佐伯寛寛によって檀那場での布教の際の教具として使用されたものと考えられる。

さて、こうした事例は、顔料の素材が比較的新しい「泉蔵坊本」や「立山町本」、「筒井氏本」にも想定される。特に「泉蔵坊本」については、前掲の拙稿⁶⁸⁾のなかで、「富山県立図書館本」を模写して明治時代に入ってから制作されたものと推測したが、おそらく、旧泉蔵坊衆徒佐伯鏗禪は天台宗禅定講教会係員として、この曼荼羅を説明して布教していたと考えられる。さらに、「立山町本」は模写系譜のうえでは「富山県立図書館本」や「泉蔵坊本」と同類系で、これらの作品の一番最後に位置づけられ、やはり天台宗禅定講教会との関係が気になる。

以上、天台宗禅定講教会と立山曼荼羅の関係を「善道坊本」の裏書きを題材として述べてきたが、明治新政府による神仏分離や廃藩置県などの政策により芦峯寺の宿坊のほとんどは壊滅的な打撃を受け衰退した。それとともに、宿坊の立山曼荼羅も布教・勧進活動の際の教具としての役割を終えたが、しかし、後に天台宗禅定講教会として宗教活動を再生させた宿坊においては、立山曼荼羅はやはり布教・勧進活動の際にはなくてはならない教具であり、江戸時代と同様に活発に使用されたのである。それゆえ、今後、顔料の素材が新しい立山曼荼羅を研究していくうえでは、天台宗禅定教会における立山曼荼羅を使用しての宗教活動の実態などについても着目していく必要がある。

おわりに

以上、立山講社の結成当時の状況や規約内容、立山教会への改変、立山教会と天台宗禪定講教会への分裂、さらには両者におけるところの県外での宗教活動の実態などを通して、近代の立山信仰について検討を試みた。

すなわち立山講社は、明治新政府の政策の影響を受けて崩壊した旧来の立山信仰を中心とする宗教組織を、結社の結成により立山雄山神社信仰の名のもとに再編し、江戸時代に芦峯寺衆徒が諸国で行った廻檀配札布教に基づく講組織や旧縁を復活させ、立山への信仰登山者を獲得していこうとするものであった。

しかし、立山講社も立山教会へと改変される過程で、神道的な組織と仏教的な組織をもつものちに分裂し、一山の亀裂を深めていく。

ところで、こうした変容を受けつつも、布教・勧進活動の形態のみに着目すると、それは芦峯寺衆徒の江戸時代における廻檀配札布教の内容とほぼ同様であった。ただ、神道的な傾向を持つ立山講社及び組織改変後の立山教会の廻檀配札布教の内容と、立山講社から完全に独立した仏教的な天台宗禪定講教会のそれとを比較すると、基本的には、旧宿坊としての出自から見ても従来の立山信仰の枠組みを継承しており、その点において活動も共通している部分が多い。しかし、細部にはいくらかの差異も見られ、前者の活動内容が立山雄山神社信仰に基づく神道式方法によるもので神符の頒布が主体であったのに対し、後者の活動内容は仏教式方法によるもので旧来通り牛玉宝印の頒布や立山曼荼羅の説明を行っており、こちらはまさに江戸時代の活動そのものであった。

さて、今回本稿では、どちらかといえば立山講社の結成当初の状況とその後の立山教会や天台宗禪定講教会の宗教活動のうち、廻檀配札布教の実態だけを概観したに過ぎず、それすらも明治22年から同23年、或いは明治30年といったように特定の時期を対象としているため、明治時代及び大正・昭和時代の各時期における講社係員の活動状況や檀那場の規模などの変遷についてはほとんど触れることができなかった。それゆえ今後はこうした点にも留意し、さらに各結社の県外での宗教活動の実態だけではなく、地元での日常の宗教活動の実態についても研究をすすめていきたい。

謝 辞

本稿の執筆にあたっては、高木場延定氏に草稿を読んでいただき、近代仏教史研究の観点から多くの助言を賜ることができた。ここに記して厚く御礼を申し上げる次第である。

註

- 1) 佐伯幸長『立山信仰の源流と変遷』（立山神道本院、1973年）465頁～473頁を参照。
- 2) 北沢俊嶺・栗三直隆「第8章 第2節 4、民衆宗教の動向」『富山県史 通史編V 近代上』（富山県、1981年）1091頁～1092頁を参照。
- 3) 神仏分離令により各地で廃仏毀釈が起こるが、こうした政策によってもたらされた地域的影響は『明治維新神仏分離史料』に詳しい。その政策的意味については、安丸良夫『神々の明治維新—神仏分離と廃仏毀釈』（岩波書店、1979年）を参照。
- 4) 「芦峯寺文書281」『越中立山古文書』121頁
- 5) 「芦峯寺文書283」『越中立山古文書』121頁～122頁
- 6) 「芦峯寺文書288」『越中立山古文書』124頁
- 7) 「芦峯寺文書290」『越中立山古文書』125頁
- 8) 梅田義彦『改訂増補日本宗教制度史〈近代編〉』（東宣出版、32頁～35頁）を参照。
- 9) 「芦峯寺文書316・317」『越中立山古文書』140頁～142頁
- 10) 『宗教と国家（日本近代思想大系5）』（岩波書店、1988年）を参照。特に講社との関係については、安丸良夫氏の解説531頁～534頁、神社政策については、宮地正人氏の解説、及び梅田前掲書を参照。
- 11) 『教部省番外達 明治6年8月24日』「大教院の「教会大意」認可の件」に基づくもの。
『宗教制度調査資料 第2巻』（文部省宗教局、原書房、1977年）138頁～140頁
- 12) 『太政官布告第98号 明治5年3月27日』「神社佛閣ノ地ニテ女人結界ノ場所有之候處自今被廃止候條登山參詣等可為勝手事」『宗教制度調査資料 第2巻』87頁
- 13) 『教部省達第2号 明治6年1月15日』「梓巫市子憑祈禱狐下ケ等の所行禁止の件」
『宗教制度調査資料 第2巻』129頁
『教部省達書第22号 明治7年6月7日』「禁厭祈禱をもって医薬等を妨ぐる者取締の件」『宗教制度調査資料 第2巻』160頁
『教部省達書乙第33号』「禁厭祈禱等は執行差支なきも、医療を妨ぐべからざる件」
『宗教制度調査資料 第2巻』172頁
- 14) 「523 立山講社結成伺写」『富山県史 史料編VI 近代上』1437頁
- 15) 「教会大意」の内容については『教部省番外達 明治6年8月24日』（『宗教制度調査資料 第2巻』138頁～140頁）を参照。
- 16) 「523 立山講社結成伺写」『富山県史 史料編VI 近代上』1437頁
- 17) 『太政官布告第93号 明治5年3月23日』「教徒ヲ集会シ、教義ヲ講誦シ、及講社ヲ結

ブ者ニ免許ノ事」『宗教制度調査資料 第2巻』87頁

18) 註11)を参照。

19) 『教部省達書乙38号 明治7年7月12日』「教院設置・講社結成の願出は、自今すべて管長添書をもって、教部省へ差出さしむ。」『宗教制度調査資料 第2巻』173頁

20) 『太政官布告第4号 明治10年1月11日』「教部省廃止、内務省社寺局にて、教部省の事務を引き継ぐ。」

21) 『内務省達乙第2号 明治10年1月19日』「内務省社寺局の設置」『宗教制度調査資料 第2巻』234頁

22) 「立山講社発起人同盟條約書 甲 明治十三年」『芦峯寺雄山神社文書』

「立山講社発起人同盟條約書 乙 明治十三年」『芦峯寺雄山神社文書』

23) 「立山講入社簿」『芦峯寺雄山神社文書』

結社略述

干時明治十三年七月二十二日、我カ本省ノ御許可ヲ蒙リ、同月以來當立山講社ヲ開設ス。抑立山雄山神社信仰ノ同志ヲ募リ、立山參拜ノ便宜ヲ能クシ、教會ヲ廣クシ神護テ祈リ、共ニ報恩ノ志ヲ厚セント條規緒言ニ陳述セシ如ク。依之當講社ヘ入社セントスル者ハ、先ツ此入社簿ニ國郡町村番号姓名年齢ヲ記載シ、入社證トシテ奉幣（拾錢ヨリ少ナカラス是ハ鑑札費等ニ充ジルモノナリ）ヲ納メ、講社鑑札並神符ヲ拜戴シ（此神符ハ初メ一度限り相渡スモノナリ）、常ニ其家神棚ニ安置シ毎月八日奉仕ス可シ（神饌等供ル「其戸主ノ意ニ任ス」）。一毎年一度講中安全等大祈祭ヲ執行シ、畢テ不日社員ヲ緒方ニ派出セシメ、其土地壹組合講中集會説教等ヲ開クモノナリ。

一當講組内永続ノ方法ハ規約第四條ニ出スト雖モ、其町村壹組合適宜ニ方法ヲ相立ルモノトス。

一毎年講中立山ヘ參拜スルニ於テハ、其國都内分社或ハ出張等ヘ通知シ、家族ナル向ハ別ニ鑑札（札料貳錢）ヲ受ケ、名簿ヲ以テ発足ス可シ。駅村ニ有設處ノ立山講宿休ノ家ニ至リ鑑札ヲ証トシ、講規ノ通休泊ス可シ。但登山便宜ノ運方ハ毎年別仮ニ示スモノナリ。

明治十三年九月二日

立山講社々長

24) 「越中立山講入社人心得書（第2条）」『芦峯寺雄山神社文書』

25) 「定約」『芦峯寺雄山神社文書』

26) 『結成金等指払目 立山講社会計課 明治十五年從七月至八月』『芦峯寺雄山神社文書』

27) 「借用書写の綴（全て明治17年9月）」『芦峯寺雄山神社文書』

28) 「借用書写の綴（全て明治17年9月）」『芦峯寺雄山神社文書』

29) 『太政官第19号布達（明治17年8月11日）』「神仏教導職全廢。住職の任免、教師の等

級進退等を、各管長に委任し、各教規・宗制を定めしむ。』『宗教制度調査資料第 2巻』
289頁

- 30) 「523 立山講社結成伺写」『富山県史 史料編VI 近代上』1437頁
- 31) こうした対立は、立山に限らず、修験道の影響下にあった大峰山〔宮家準『山伏—その行動と組織』(評論社、1973年) 314頁～315頁〕や出羽三山〔戸川安章『新版出羽三山修験道の研究』(佼成出版社、1986年) 237頁～294頁〕、石鎚山〔宮家準編『山岳宗教史研究叢書12 大山・石鎚と西国修験道』(名著出版、1979年) 281～283頁〕などで共通に起こってきた問題であり、なかには今日まで対立が続いているところもある。
- 32) 「天台宗比叡山禪定講取り締まり嘆願書 明治25年12月14日 (立山雄山神社・立山教会より富山県知事宛)」『芦峯寺雄山神社文書』
- 33) 「天台宗比叡山禪定講取り締まり嘆願書 明治25年12月17日 (立山雄山神社・立山教会より富山県警察本部宛)」『芦峯寺雄山神社文書』
- 34) 「芦峯寺文書283」『越中立山古文書』121頁～122頁
- 35) 「配札巡廻の出願 明治10年」『立山町史 上巻』878頁
- 36) 「延暦寺永世保存最寄勸進委員依頼状(明治20年10月21日)」『芦峯寺善道坊文書』 富山県 [立山博物館] 所蔵
- 37) 「立山仏画御曼荼羅説明許可証(明治24年12月)」『芦峯寺雄山神社文書』
- 38) 「巡回證 (明治24年12月)」『芦峯寺雄山神社文書』
- 39) 「立山仏画御曼荼羅説明許可証 (明治26年12月)」『芦峯寺善道坊文書』
- 40) 「檀那帳 嘉永六年」『越中立山古記録II』45頁～62頁
- 41) 松竹梅小蓋半面の収納箱部材。部材の墨書より、文久3(1863)年5月、宝泉坊奏音は霞ヶ関の松平安芸守の側室表町より餞別として松竹梅小蓋半面を寄進されたことがわかる。
- 42) 富山市月岡の龍高寺に残る大奥俗名リヲの位牌。位牌の表には「御本丸 善珠院知譽妙通貞了大法尼」と記されている。
- 43) 福江充「近世後期における芦峯寺系立山曼荼羅の制作過程についての一試論」『富山県 [立山博物館] 研究紀要 第2号』(富山県 [立山博物館]、1995年)を参照。
- 44) 『檀那廻勤帳 越中立山宝泉精舎扣 元治二年乙丑星正月(梵字)吉日』『芦峯寺 雄山神社文書』
- 45) 『立山講社名記巡回簿 東京市区 明治二十二年十一月改之』『芦峯寺雄山神社文書』
- 46) 『立山講社名記巡回簿 神奈川県武蔵国 荏原郡・橋樹郡・都築郡 明治二十二年十一月改』『芦峯寺雄山神社文書』

- 47) 『立山講社巡廻簿 石川県能登国 明治二十三年一月改』、『芦峯寺雄山神社文書』
 48) 『立山講社名記巡回簿 東京市区』と『立山講社名記巡回簿 神奈川県武蔵国』の巻頭

立山講社ノ最初ハ天正十六年癸興之享和三年先哲秋清法圓改照圓稟之四十六年堅固ニ相助
 天保十一年改テ後住泰音讓受明治元年マテ無違失相助後跡興脈ニ讓渡候處御一新ニ付一般廃
 トナリ改テ政府へ上願仕候處明治十三年七月二十二日内務省蒙許可ヲ立山講社ト改稱シ雄山
 神社へ拜参ノ節ハ旧縁ノ因ヲ以テ御周旋可申ハ勿論往来ノ都合斗リ講社ニ入社セント欲スル
 モノハ町村姓名ヲ記載シ入社ノ証トシテ鑑札ヲ受社参ノ輩帯スヘシ亦毎歳八月十日ヨリ十六
 日マテ講中家内安全之大祈祭ヲ蘆峯二番地雄山神社於祈願殿執行シ年々壹度ツツ派出シ神符
 頒布願回之節ハ御取斗被下度候也

越中国立山旧東神職

権中講義佐伯左内 印

明治二十二年十一月改之 花押

東京講社御中

- 49) 地方制度の変化については、大島美津子『明治のむら』（教育社、1977年）を参照。
 50) 福江充「立山山麓芦峯寺旧宝泉坊の檀那帳に見られる「パーシヴァル・ローエル」の名前」『人と自然の情報交流誌 たてはく 第11号』（富山県 [立山博物館]、1994年）を参照。
 51) 『立山町史 上巻』806頁
 52) 寺口けい子「芦峯寺善道坊諸国檀那廻りの実態」『富山史壇 67号』（越中史壇会、1977年）を参照。
 53) 『立山祈禱禪定講檀那巡回記 富山縣中新川郡芦峯寺村 立山善道坊 明治三十酉年旧正月吉祥日』、『芦峯寺善道坊文書』
 54) 『諸檀那御祈禱之覚帳 寛政五癸丑天九月吉祥且 越中国善道坊』、『芦峯寺善道坊文書』
 55) 『諸檀那御祈禱之覚帳 寛政五癸丑天九月吉祥且 越中国善道坊』、『芦峯寺善道坊文書』、富山県 [立山博物館] 特別企画展解説図録『靈山巡詣—立山にみる遊・憂・悠』（富山県 [立山博物館]、1995年）42頁～43頁を参照。
 56) 註52)を参照。
 57) 師檀関係の動揺については、内部的な布教をめぐる対立など個別的な理由が考えられるが、一般的に見れば、近代社会における宗教活動の中で、特に明治以降に強まった啓蒙政策による民間信仰や修験系の信仰に対しての否定的な傾向が背景にあり、そ

れらに対して、従来の立山信仰を軸にした布教活動では、民衆を引きつける有効な方法となりえなかったからでなかろうか。それが、明治以降の立山信仰の衰退と軌を一にしたものであったのだろう。

- 58) 『立山秘伝 御帷子等調法草稿 嘉永二酉八月吉日製造 善道坊竜泰』『芦峯寺善道坊文書』
- 59) 福江充「立山山麓芦峯寺の経帷衣」『人と自然の情報交流誌 たてはく 第14号』(富山県 [立山博物館]、1995年)を参照。
- 60) 『立山秘傳御帷子等調法草稿 佐伯寛徴扣 明治二十七年一月吉日』『芦峯寺善道坊文書』
- 61) 『梵字口傳本 芦峯寺善道坊 立山下寛徴用 明治二十五年辰十二月吉日』『芦峯寺善道坊文書』
- 62) 『立山御カタビラの由来 越中国立山麓日本三靈山之一立山寺』富山県 [立山博物館] 所蔵
- 63) 富山県 [立山博物館] 所蔵
- 64) 註32)・33)を参照。
- 65) 註37)・39)を参照。
- 66) 「弁明書(禪定分教会講員志鷹寛禪より雄山神社神官佐伯音勇宛)」『芦峯寺雄山神社文書』
- 67) 註43)前掲書を参照。
- 68) 註43)前掲書を参照。